

院内学習会

カジノ解禁について考える

2015年6月24日（水）12時～13時

衆議院第二議員会館1階多目的会議室

◆司会：三上 理（日弁連多重債務問題検討ワーキンググループ委員）

<プログラム>※進行については若干変更する場合があります。

I 開会挨拶

日本弁護士連合会副会長 松葉 知幸

II 国会議員からの挨拶

III 報告：医師から見たギャンブル依存症の実態

精神科医 野末 浩之 氏

IV 報告：カジノと犯罪

弁護士 井上 善雄 氏

V 各団体からの報告

VI 総括・閉会挨拶

日弁連多重債務問題検討ワーキンググループ座長 新里 宏二

主催 日本弁護士連合会

■ 資料目次 ■

(頁)

資料 1	【報告】医師から見たギャンブル依存症の実態（野末浩之医師）	1
資料 2－1	【報告】カジノと犯罪（井上善雄弁護士）	6
資料 2－2	(参考) 講演「日本のギャンブル問題と今後」（井上善雄弁護士）	8
資料 2－3	(参考) ギャンブルと犯罪ーその後ー（井上善雄弁護士）	40
資料 3－1	【時事通信社提供】 カジノ解禁、反対 62%—時事世論調査（2015年4月17日掲載）	43
資料 3－2	【北海道新聞提供】 小樽市長 新人・森井氏 函館は工藤氏再選（2015年4月27日掲載）	44
資料 3－3	【朝日新聞提供】 社説：カジノ法案 根本的に見直せ（2015年5月8日掲載）	45
資料 3－4	【読売新聞提供】 社説：カジノ法案提出 依存症対策も政府に丸投げか（2015年5月11日掲載）	46
資料 3－5	【愛媛新聞提供】 社説：カジノ法案再び 「賭博立国」目指す政治危うい（2015年5月12日掲載）	47
資料 3－6	【高知新聞提供】 社説：【カジノ法案】懸念は解消されていない（2015年5月12日掲載）	48
資料 3－7	【京都新聞提供】 社説：カジノ法案再び 負の影響が大きすぎる（2015年5月16日掲載）	49
資料 4	参議院財政金融委員会会議録第七号（抜粋）（2015年4月7日開催）	50
資料 5－1	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の廃案を求める団体署名における賛同市民団体一覧表（2015年6月22日時点）	54
資料 5－2	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」）の廃案を求める団体署名用紙	55

医師からみたギャンブル依存症の実態 院内集会「カジノ解禁について考える」

2015年6月24日

精神科医
野末浩之

日本のギャンブル依存症患者は536万人
厚生労働省研究班 2014年8月20日

- ・ ギャンブル依存症の疑いがある人は成人男性の8.8%、女性の1.8%で、全体では4.8%
- ・ 2008年調査での男性9.6%、女性1.6%という数値から改善みられず
- ・ 諸外国では1%前後にたいして、日本の数値は異常ともいえる高さ
- ・ 日本ではギャンブル依存症に対する社会的な認識が乏しく、行政の取り組みが立ち遅れている

本日紹介する論文

- 病的賭博者100人の臨床的実態(精神医学誌 50巻9号、2008年)
- 筆者の森山斉彬医師はギャンブル依存症の臨床、研究において日本の第一人者のひとり
- 作家としても著名(ペンネーム、帚木蓬生)
- 森山医師がメンタルクリニック開設後の2年間に、新患として来院した病的賭博者100名(男性92名、女性8名)について調査

病的賭博者の実態

- ギャンブル開始年齢;20.2歳(13~45歳)
- 借金開始年齢;27.8歳(19~65歳)
- 学歴;大学卒以上が42% 高学歴の傾向
- 婚姻状況;未婚23%、結婚65%、離婚12%
- 青年期早期(中高生、大学生)からギャンブルに手を染め、10年足らずで依存症に陥る
- ギャンブルにより婚期を逃す、既婚者は家庭崩壊の果てに離婚に至るという二極化

ギャンブルの種類

- ・ パチンコとスロット; 43名
- ・ スロットのみ; 22名
- ・ パチンコのみ; 17名
- ・ パチンコ・スロットがらみで全体の82%
- ・ 2011年時点で全世界のゲーミングマシン(パチンコ、スロットなど)総数は701万1千台、うち日本のゲーム機数は421万1千台。世界総数の60%(ギャンブル大国ニッポン、古川美穂)

ギャンブル費用・借金の状況

- ・ 1日で使った最高額; 60%が1万円～10万円
- ・ 100万円以上/日を使った患者のギャンブル対象; 私設カジノ、バカラ賭博、賭け麻雀など
- ・ これまでギャンブルで浪費した金額; 平均1,293万円(50万円～1億1千万円)
- ・ 現在の負債額; 平均595万円(0円=自己破産～6千万円)
- ・ 債務整理した患者; 28%(自己破産、任意整理、特定調停など)

配偶者の精神科的疾患

- 病的賭博者の2代特徴は借金と嘘
- これにより配偶者は追い詰められてゆく
- 本調査では有配偶者65名中10名(15%、すべて妻)が精神科治療中;うつ病6名、パニック障礙、不安障礙、自律神経失調症、不眠症各1名
- 家族、特に配偶者に対するケアと教育が、治療には不可欠

女性・児童保護の観点からも重要

- 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 法務総合研究所、2008
- 加害者のうち、ギャンブルのために浪費する、ギャンブルのために多額の借金を負う等、ギャンブルについて顕著な問題が認められた者は、16.3%
- 児童虐待との関係においては、配偶者暴力と児童虐待(子に対する直接の身体的又は性的暴力)を並行して行っていた加害者には、児童虐待を伴っていなかつた加害者よりも...問題なギャンブル癖がある者...が多い

まとめ

- ・ 我が国においては既にパチンコ産業等の影響で諸外国に比し多数のギャンブル依存症者が存在する
- ・ 青少年に対するギャンブル嗜癖への警鐘は重要だが、我が国では施策がほとんどない
- ・ 臨床医の病的賭博に関する熱意が薄く、全ての精神科医が治療を引き受ける必要がある

カジノと犯罪

2015年6月24日

弁護士 井上 善雄

1. はじめに

日本は（もちろん世界のほとんどの国で）、公認された賭博や富くじ以外は犯罪とされています。富くじや賭博、さらにカジノが許されている国や地域・場所はありますが、いつでも何処でも自由にしてよいという法治国はありません。自由化を進めている国や地域・場所でも、政府の「公許」「公認」のものでなければ許されません。このようにギャンブルは全面的か部分的規制かは別として「公許」「公認」のものでなければ「犯罪」となります。

日本の明治以来をみても現刑法185～187条同様の犯罪と処罰が法定化適用されており、ギャンブルは原則犯罪であるといえます。

2015年4月28日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」、より略して「カジノ推進法案」という）が国会に再提出されました。今回は、カジノが犯罪を招くという問題に絞って述べます。

なお、私は日本の近年のギャンブルと犯罪についてどういう実態にあるかを報告したことがあり、資料を用意しました。このうち資料1は、報告者が「日本のギャンブル問題と今後」として今年1月30日に札幌で講演したときのレジュメです。資料2は、資料1に掲載していない2014年12月4日以降のギャンブルとカジノの犯罪にかかる報道事例とコメントです。（これらを詳しく述べる時間は無いので資料1、2をご覧下さい。）

2. カジノと犯罪

本日は時間がないので、カジノと犯罪について結論と理由をコメントさせていただきます。

（1）「公認カジノ」で違法な賭博、のみ行為、闇カジノはなくならない。

入場料がなく客に有利な闇カジノは存続します。公認カジノは勤勉さより賭博での射幸を促進し、道徳性、教育効果を低下させます。

（2）「公認カジノ」も全ての賭博と同様、犯罪等違法取得金が使用されることを防げません。

防ぐには個人ごとの番号登録や持込金が正当な者であることの厳正証明がいるでしょう。これがなくては、犯罪で得た金が公認賭博・公認カジノで使われることを防げません。

賭金の正当さの厳正証明を求めているカジノは世界中の何処にもありませんし、犯罪で得られた金も流れていることは公知です。

（3）「公認カジノ」では、経営者、従業員、客が絡む犯罪が生まれます。

カジノは反倫理・反教育の場であり、射幸心と金儲けに特化した「世界」は犯罪の土壤です。

客のいさかいから事業継続のための汚職、組織犯罪まで様々な犯罪が生まれます。

（4）ギャンブルは犯罪収益移転防止法違反のマネーローンダリング（マネロン）や脱税が横行する場であり、特にカジノはマネロンが容易です。

カジノはチップの提供により誰にでも金を渡せる場ですし、ゲームにこと寄せて例えば客が通じ合えば、カジノのゲームを通して客AからBに大金を移すことができますが、このチップの移

転は捕捉できません。そして、カジノでは 1 回ゲームごとの個人の一時所得計算もしません。ジャンケットや仲介人もマネロンの協力者となっています。

(5) カジノは売買春の場です。

「呑む、打つ、買う」。V I P客へのコンプ（R : Room、F : Food、B : Beverage（酒、呑みもの））のサービス。カジノは金と性目的の歓楽の場で、売買春犯罪も伴います。

3. 完全なる公的管理をされない民間カジノは汚職や脱税の巣です。

客の収益と脱税を完全に捕捉するようなカジノに「客」は来ないでしょう。民間カジノの開設計画と許可の段階から運営、人事、監督のあらゆる点で利権と汚職の場となります。また、カジノと関連業者の脱税も生じます。

利権や汚職、脱税を含み、犯罪資金が流入するカジノには組織暴力、組織犯罪とそれを防ぐ警察その他役所の利権が絡みます。莫大な金は正常な経済を歪め、政界、官界を表と裏で動かすものとして使われがちです。客を呼べば必ず儲かる民間カジノは業としての「賭博の開帳者」であり、その利権の維持、拡大に脱法が生まれます。

4. 失われた金の悲劇と犯罪

客のギャンブル依存症。負けた客は金を失い、家庭の金も奪い、そして借金を生みます。また、賭け金と借金の返済のために窃盗、強盗、横領等の犯罪を生み、悲劇を生みます。また、カジノで負けた客の自殺や心中（犯罪）もカジノの「罪」です。

5. カジノによる収益金や税金をギャンブル障害や犯罪対策に使うというのは詭弁です。

カジノの収益金や税金を全てのギャンブル被害や犯罪対策に廻せる訳がありません。そんなカジノはやっていません。韓国の I R では韓国人カジノ客だけを対象として救済を実施していますが、それですら満足にできていないのです。もちろん外国人客は対象ではないですし、外国人は救済しないことでカジノが成り立っているのです。

例えば、日本人が横領背任して持ち出した 100 億円は、外国のカジノ店側と儲けた客のものになり、客や被害者の救済には 1 円も使われていません。

資料2－2

(資料1)

講演 「日本のギャンブル問題と今後」

メディアのための自殺関連問題学習会

平成27年1月30日

弁護士 井上 善雄

目次

第1. ギャンブルと犯罪	3
1. ギャンブルと犯罪類型	3
2. 報道された犯罪事件（パチンコ関係を中心に）	5
3. ギャンブルと重大犯罪（殺人、強盗、放火等）	10
4. ギャンブルと横領・背任等事件（文書偽造、詐欺、職務懈怠）	12
5. 違法賭博	13
6. ギャンブルと詐欺犯罪	14
7. ギャンブルは犯罪を生み、家庭を崩壊させる	15
8. 外国で報ぜられるギャンブル依存と犯罪	16
9. ギャンブルにまつわる犯罪防止と社会弊害回復のための対応	16
第2. ギャンブルによるマネーローンダリング	17
1. マネーローンダリングと犯罪収益移転防止の困難さ	17
2. ギャンブルにおけるマネーローンダリング	17
3. 日本のギャンブルによるマネーローンダリングの推計	18
第3. ギャンブルと脱税	19
1. パチスロと脱税	19
2. 公営賭博と一時所得と脱税	20
第4. ギャンブルと汚職、背徳	21
第5. 公認賭博収益と公共目的使用の背任と「罪」	22
第6. ギャンブルによる浪費・多重債務と破綻	24
1. ギャンブルは消費生活の中でも最大の浪費	24
2. ギャンブルと破産～破綻はその数倍～	24
3. 貸金業者の活動とパチンコホールの売上	25
第7. ギャンブルと依存・自殺・破局	25
1. 自殺と賭博についての先人の考察例	25
2. ギャンブルと依存症・自殺	26
3. ギャンブルと自殺についての研究	27
4. ギャンブルによる人の生活・人間関係の社会の破局現象	28
第8. ギャンブルの収益金は社会的費用解消に使うべき—公共事業よりも被害回復へ—	29
1. はじめに	29
2. ギャンブルについての医療厚生費用	29
3. 司法上のコスト・社会正義実現コスト	30
4. 地域社会、教育への弊害と費用	30
5. ギャンブルの社会的費用は経済利益を上回る	30

6. 効果の不平等と不公正.....	30
第9.「自殺予防のための手引」とメディアへの手引き	31
第10. 商業メディアへの要望	31

◇◇ 井上善雄の自己紹介 ◇◇

1946年7月生まれ

1971年 大阪弁護士会 登録

その後、人権問題、公害問題、消費者問題分野で弁護士活動し、道路公害、西淀川公害、食品、公共料金問題、サラ金問題等、公共利益事件を担当

1980年 市民オンブズマン（現「市民オンブズマン（大阪）」）結成、代表委員～
「情報公開」「政治倫理」「官官接待」「談合」「不正支出」「政務調査費」
「包括外部監査」問題など

1995年 全国市民オンブズマン連絡会議 初代代表幹事（歴任）
以来 2014年まで全国大会に参画

2001年 大阪こうせつ法律事務所所長 （～2004）

2012年 ギャンブルオンブズマン 結成
(正式名：ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会)
ギャンブルによる様々な弊害を調査し是正を求めている。

（連絡先）

大阪市中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル 平和法律事務所

電話：06-6202-5050 / FAX：06-6202-5052

メール：inoue@peacelaw.jp

最高裁大法廷昭和25年11月22日判決

「賭博行為は、・・（中略）・・国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎を成す勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」「これ等の行為は・・（中略）・・新憲法にいわゆる公共の福祉に反するものといわなければならない」

第1. ギャンブルと犯罪

1. ギャンブルと犯罪類型

ギャンブルと犯罪は深く結びついています。賭博行為は日本のみならず、古今東西の国において犯罪とされています。公認されているギャンブルは公共目的から例外として法的に違法性を阻却する限定条件を設けてはじめて許されています。賭博の禁止は個人の自由と対立するという考え方もありますが、単に国家権力が国民を統制するというだけでなく、国民を保護するために必要でしょう。

日本で「ギャンブルと犯罪」として考え得るケースを類型化し考えてみましょう。

(1) 第一に、よく目にされるギャンブルと犯罪のニュースは、競馬、競輪、競艇、オートレース、さらには宝くじ、toto の公認ギャンブル、風営法上の遊技という「脱法ギャンブル」パチンコ、闇バカラ等の賭博犯罪と、それらギャンブルに盗みや詐欺、横領の犯罪をして得た金を使ったというものでしょう。

古代より博奕は犯罪でした。「博奕打ちの果ては盗人」といわれました。明治以降も賭博は犯罪として取り締まられました。賭博犯罪に対し、資金入手面から犯罪予防の視点や刑事政策もありました。しかし、今この点で検討がほとんどなされていません。

日本の犯罪白書でもギャンブル資金入手動機や犯罪で得た金（赃物）の賭博への使用データ、統計さえありません。

強盗、殺人（保険金殺人等）、放火といった重大犯罪も、動機には「ギャンブル資金欲しさ」が多くあります。しかし、その詳しいケース報告さえ把握できていません。

(2) 第二に、公営・公認ギャンブルは法令で違法阻却事由とされていますが、ヤミ馬券、ヤミ車券等発売は競馬法や自転車競技法といった特別法で禁止される「呑行為」とされ、公営賭博を「妨害する罪」として、本来の賭博開帳より重く処罰されます。

そして公営競技の運営や宝くじの発売といったギャンブルの主催者やその周辺での犯罪があります。そして、パチンコ店でのワイセツ痴漢、盗撮行為もあります。パチンコ店駐車場に子供を放置した「保護責任者遺棄致死傷」事件もあります。

サイコロ、花札、バカラ、ルーレット、スロット、賭け麻雀や私的カジノの賭博、野球賭博、相撲賭博まで全て違法です。

違法賭博の多くは、日本の暴力団ヤクザが絡んでいますが、またそれ以外でもこの犯罪があり、検挙されています。

(3) 第三に、賭博に伴う犯罪には所得税法違反「脱税」があります。

賭けた客が億単位の所得申告をしていなかったとして競馬法違反で検挙された件は、一部無罪となり、現在も最高裁係属中です。このような例はまれです。（日本の公営競

技による収入は所得として申告義務もあるのですが、開催者は 100 万円の配当でも源泉しません。なお、宝くじ、toto の当せん金は非課税です。)

日本のパチスロ業者は脱税業種の第 1 位、第 2 位にあり、業者の半数以上が脱税していると言わされてきました。また、パチスロ業者の脱税額はケタ違いに大きいものです。

もちろんヤクザによるヤミギャンブルは開帳者も客も全て「脱税犯」になります。

(4) 第四に、カジノでもよく言われる犯罪収益移転防止法違反の「マネーローンダリング」です。

日本ではよく知られていないですが、アメリカではカジノやマフィアがしていました。今は中国人が中国で賄賂や不法に取得した金を、ジャンケットなど仲介業者が入りラスベガスやマカオ等でカジノに投入し、仮に半分になつても“勝った分”はカジノで勝って得た出處の判る金として「洗浄」できるというものです。これは現行法の規制が弱く今でも取締りは難しいものです。

個人客も、盗んだり横領したりした金を公認ギャンブルに使えば、それが半分になつても“浄化”が一定可能です。

マネーローンダリングを完全になくすには、①ギャンブル関係者、ジャンケット（客の取次、紹介者）を含めた客の身分証明、②賭金の出処の公的証明、③賭金や券チップ、そして換金結果の証明が必要です。外国カジノでは①は一部で行われるも、日本では公営競技でもパチスロでもどこもしていません。この点、日本のギャンブルは全て、金の多少は別としてマネーローンダリングの世界です。

(5) 第五に、ギャンブルに伴う汚職・賄賂等の犯罪、公務員の職務違反があります。

許認可から利権に絡む犯罪は、中央政界・行政～地方政治、そして業者、選手、警察まで摘発されることがあります。それも整理できたデータはないようです。犯罪として立件されないグレーゾーンも実は多いのです。

パチンコ業者らやギャンブルに絡むゲームメーカー、建設業者らの政界工作資金、政治献金はダーティなものといえます。

公務員らがギャンブルに夢中になり、手荷物から公的情報を流出させて懲戒されることがあります、公文書をギャンブル場に持ち込むこと自体犯罪になるものもあります。

(6) 第六に、日本のギャンブル世界ならでは生まれる犯罪、パチンコ業者の三店方式等の換金が賭博や風営法違反になつたり、他の業者への業務妨害といったものがあります。

パチンコの釘師や出玉調整は、業者がやっていれば風営法違反だけでなく客への詐欺等の犯罪にもなります。暴力団が絡めば暴対法上の犯罪もあります。もちろん、客が偽造カードや不正に玉を奪っていれば犯罪です。実は、パチンコ店内・周辺は犯罪の多いところです。ギャンブルに勝てる、宝くじを当てられるという詐欺も多く存在

しています。

これらは一定報じられますが、その詳細はギャンブル業界（公営賭博とパチンコ業界）が秘匿されがちな情報を公開し摘発して詳しい統計でも発表しないとデータ入手は難しいのです。

前述のように客の賭博資金が親族や会社の金を盗んだり横領した可能性のあることを、事業主や業者はうすうす知っても入場禁止にすることはしないです。「赃物」を「投票券」やパチンコ玉に換えさせていることが少なくありません。

このように、ギャンブルには如何に多くの犯罪が伴っているかがわかります。

なお、ギャンブルと犯罪、特にパチンコ店内外での重大な事例は帚木蓬生氏の著作「ギャンブル依存と斗う」（2004年11月発行）、「やめられない」（2010年9月発行 P133～140）、「ギャンブル依存国家・日本」（2014年12月発行 P68～81）にメディア記録が引用して紹介、分析されています。また、サイト「パチムラ」にもパチンコ関係の犯罪、そして家庭崩壊まで一定まとめられていました。また、2013年2014年の国会図書館提供資料を山下芳生参議員事務所がまとめられたものもあります。

2. 報道された犯罪事件（パチンコ関係を中心に）

以下、限られた資料ですが、報道された犯罪事件について見てみましょう。警察の統計資料等は発見できませんでしたが、パチンコ関係を中心に報道ニュースを適宜ピックアップしてまとめた「パチムラ」というサイトが以前ありました。これに掲載されていた2001年以降に起きた事件紹介をまとめたものです。

（しかし、これは全体の犯罪からするとほんの一部です。逆にいうと競輪・競馬・競艇・宝くじ・totoについては十分な資料は得られていません。）

（1）パチンコ店での殺人・傷害等事件

パチンコ店は不特定の見知らぬ客が射幸心から実質賭博をし、勝つ者もいるが負ける者が多く、すさんだ状況になります。そこでケンカや店への不満も生じやすく、トラブルが絶えません。暴力、傷害、脅迫からついには殺人や放火までの重大犯罪が発生しています。以下は、店員が被害者となった事例です。（以下、店とはパチンコ店をいう。地名はいずれも都道府県名です。）

- 2001年 店で玉を盗んだ男が追跡の店員を殴る。不正行為を止めさせようとした店員に対して暴力と恐喝 5件（佐賀、神奈川、和歌山、滋賀、千葉）
- 2002年 店の不正を止めさせようとした店員に傷害 1件（岡山）
- 2003年 店で店員を刺した傷害・暴行事件 3件（東京、愛媛、大阪）
- 2004年 店で店員らに対し、殺人 2件（神奈川、新潟）、殺人未遂 1件（奈良）、傷

害 3 件（神奈川、大阪、兵庫）、暴行 8 件（神奈川、千葉、長崎、福岡、埼玉、北海道、静岡）、強盗 1 件（広島）、脅迫・恐喝 2 件（埼玉、静岡） 計 17 件。犯人には警察官や市町職員もいました。

2005 年 強盗（事後強盗も）3 件（新潟、北海道、大阪）、傷害 2 件（東京、神奈川）、暴行 3 件（山形、栃木）、器物損壊 1 件（宮城） 計 9 件

2006 年 殺人未遂 1 件（埼玉）、傷害 1 件（東京）、暴行 7 件（山形、北海道、愛知、福岡、和歌山）、建造物損壊・器物損壊 2 件（秋田、宮城）、脅迫 1 件（宮城） 計 12 件

2007 年 事後強盗 1 件（福島）、傷害 2 件（長崎、石川）、暴行 4 件（長野、北海道、滋賀） 計 7 件

2008 年 事後強盗 1 件（大阪）、傷害 1 件（愛媛）、暴行 5 件（鹿児島、新潟、北海道） 計 7 件

2009 年 殺人 1 件（栃木）、傷害 3 件（兵庫、滋賀、島根）、暴行 2 件（滋賀、栃木） 計 6 件

2010 年 殺人・放火未遂 1 件（大阪）、傷害 2 件（福島、和歌山）、監禁 1 件（福島）、暴行 8 件（埼玉、栃木、神奈川、大分、群馬、富山）、ストーカー 1 件（東京）、脅迫・銃刀法 1 件（千葉） 計 14 件

2011 年 放火殺人未遂 1 件（長野）、傷害 1 件（青森）、暴行 3 件（佐賀、青森、和歌山） 計 5 件

2012 年 強盗 1 件（愛知）、傷害 2 件（岐阜、三重）、暴行 1 件（兵庫）、強要未遂 1 件（静岡） 計 5 件。犯人が教員の事例もありました。

このようにパチンコ店員の悲劇は絶えません。暴行は逮捕時の公表分で、実質は傷害になるケースが多いでしょう。暴行や器物損壊事件では被害者は告訴せず、また立てられないことが少なくありません。

犯人を見てみれば警察官や教員、公務員など、本来は倫理観があるはずの者もいます。ギャンブル場では「狂う」のです。負けた腹いせに放火や殺人にまで発展します。

なお、この他にも店とは関係のないところで起こした事件もあるでしょうが、そうしたものは含まれていません。

（2）パチンコと車内放置 一保護責任者遺棄致死傷事件

パチンコに来た若い親が、車内に乳幼児を置いたままパチンコに熱中し、子どもに致死傷を与える事例は絶えません。犯罪としては「保護責任者遺棄」「同致死」「同傷害」になります。子どもを忘れさせるパチスロ依存と、そもそも駐車場に子どもを置いていることを放置する店側の責任も問われます。

2001 年 1 件 熱中致死（広島）

2002 年 1 件 乳児死亡（福井）

2003年	6件 熱中症死 6名 (静岡、長野、愛媛、鹿児島、宮城、福島)
2004年	3件 熱中症死 3名 (佐賀、兵庫、三重)
2005年	2件 熱中症死 2名 (岩手、熊本)
2006年	2件 熱中症死 2名 (長野、愛知)
2007年	報道見当たらず
2008年	1件 熱中症死 1名 (鹿児島)
2009年	1件 熱中症死 1名 (秋田)
2010年	2件 熱中症死 2名 (高知、広島)
2011年	1件 熱中症死 1名 (石川)
2012年	1件 熱中症死 1名 (三重)
2013年	1件 熱中症死 1名 (福岡)

このように 13 年間で 22 件 22 人の死亡例が報じられています。これは全て死亡に至った事例です。2010 年 7 月 12 日に神奈川県相模原警察署は 2005~2009 年までに車内放置され死亡する事例が全国で 14 件あったと公表したことからすると、上記の報道された件数は 14 件中の 6 件、半分以下です。また、死亡には至らず救助される事例は、死亡事件の 10 倍以上はあるでしょう。

2011 年 8 月から、パチンコ店への児童を伴う入場車両の規制が警察庁より通達され、警察の巡回や業界の入店規制が始まっています。しかし、それでも 2011 年以降も毎年事件は発生しています。これは、パチンコ・スロットをする者の依存症度の深さを示しています。パチンコ店以外のギャンブル関係でも、子供を長時間アパートに放置したままギャンブルに行っていたというような同様の事件があるでしょう。

(3) パチンコ店付近・換金所（景品交換所）をめぐる犯罪（強盗、窃盗）

パチンコには現金交換所があり、「換金狙い」「ひったくり」という犯罪が多くあります。これは強盗や窃盗、恐喝等から強盗殺人、致死傷まであります。

2001年	強盗致傷 1 件 (茨城)、強盗 2 件 (愛媛、群馬)、恐喝 1 件 (鹿児島) 計 4 件
2002年	強盗 1 件 (栃木)、恐喝 1 件 (兵庫 警察署に金を貸してと来た男)
2003年	強盗 4 件 (新潟、東京、群馬、愛知) いずれも店の駐車場で発生
2004年	強盗 (未遂含む) 5 件 (山梨、青森、広島、埼玉、岩手)、ひったくり、恐喝暴行と強盗に近いもの 3 件 (北海道、滋賀、兵庫) 計 8 件
2005年	強盗 (未遂含む) 15 件 (香川、長野、愛知、沖縄、静岡、群馬、福岡、東京、埼玉、長野、北海道、岡山)、ひったくり (窃盗) 4 件 (大阪、大分、福岡、愛知)、傷害 1 件 (神奈川) 計 20 件
2006年	強盗 (致死傷、未遂含む) 11 件 (群馬、岐阜、滋賀、東京、愛知、福岡、徳島、兵庫)、ひったくり (窃盗) 4 件 (茨城、岐阜、山梨、宮城)、恐喝 1

- 件（東京） 計 16 件
- 2007 年 強盗（未遂含む）4 件（山口、北海道、香川、大阪）、窃盗 1 件（秋田） 計 5 件
- 2008 年 強盗（未遂含む）5 件（三重、長野、千葉、青森、東京）、殺人 1 件（神奈川）、窃盗 1 件（愛知） 計 7 件
- 2009 年 強盗（致傷、未遂含む）10 件（東京、宮崎、北海道、沖縄、神奈川、福岡、愛媛、愛知、千葉）、ひったくり 6 件（埼玉、東京、茨城、神奈川） 計 16 件
- 2010 年 殺人 1 件（埼玉）、強盗（致死傷、未遂含む）5 件（福岡、愛知、山口、大阪）、ひったくり 7 件（和歌山、千葉、北海道、愛知、滋賀） 計 13 件
- 2011 年 強盗（致傷、未遂含む）7 件（兵庫、山口、埼玉、岐阜）、ひったくり（窃盗）1 件 計 8 件
- 2012 年 強盗（致傷、未遂含む）3 件（大阪府、山口、静岡）、ひったくり（窃盗）5 件（宮城、岐阜、千葉、富山） 計 8 件

この種の事件は、パチンコ駐車場や路上でパチンコ客が被害に遭うケースです。ひったくり窃盗と強盗は紙一重のものが多く、事後強盗や殺人事件等の重大犯罪になります。

もちろん、パチンコ店以外でもギャンブルで勝つなどして金を持っていると思われる者への強盗・窃盗犯はありますが、これも統計がありません。

（4）パチンコ店駐車 車上荒らし

パチンコ店駐車場周辺の車内から物品が盗まれる事件も多発しています。これらは窃盗事件の一つのタイプですが、盗まれた側や盗まれた物によってはメディアが特に注目し報じられるケースもあります。以下、発生年と「盗まれた物」を紹介します。

- 2001 年 たばこ 1 件
- 2002 年 警察捜査資料 1 件、バイク 1 件 計 2 件
- 2003 年 成績表、個人情報、P C、通知表など教育関係 4 件、警察 1 件など 8 件
- 2004 年 NHK 受信者情報、ガス個人情報、警察情報、日本生命、信組、警察手帳、小学校職員名簿など 14 件
- 2005 年 郵便通帳、高校個人情報、警察、児童相談所、生徒情報など 17 件
- 2006 年 教員名簿、警察、保健所人事評価書、顧客情報など 9 件
- 2007 年 成績データ入り P C、生徒情報など 18 件。（車上狙いで 9 県 386 件犯も。）
- 2008 年 テストデータ、名簿、警察手帳、現金 400 万円など 12 件
- 2009 年 個人情報、医療費データ、車ナンバーなど 11 件
- 2010 年 保険料滞納リスト、海保 P C など 10 件
- 2011 年 学校クラス名簿、患者情報など 9 件。（車上狙い 219 件犯も。）

以上のように、車上狙いは常習犯化しています。犯人は本来金を盗むことが目的ですが、カバンなどに入った公的情報・個人情報等が盗まれています。被害者が車内に大切な保管物を放置し忘却してパチンコギャンブルに興じているという実態も社会に示しています。もちろん、パチンコ店に限らず競輪場など他でも「盗まれてはいけない物」の事例はたくさんあるでしょう。

(5) 店内窃盗・強盗

パチンコ店での窃盗は極めて多いです。客からの窃盗「スリ」や「置き引き」によって金、貸し玉、ICコインなど様々な物の盗みが絶えずあまりにも多く、報じるにもニュースとして新味がないほどです。全国に1万2000店以上あったパチンコ店では窃盗事件など毎日のようにいつでもどこでも起きており、届出自体がほんの一部です。犯人がわかつても初めての未遂などでは民事弁償や始末書、出入り禁止と謝罪で済ませることがほとんどです。したがって、報道されるのは強盗や店にとって再犯の悪質なものと、犯人が特に注目される職業などの場合です。

- 2001年 強盗1件、窃盗7件
- 2002年 窃盗4件（うち、犯人が中学校長の事件も）
- 2003年 窃盗4件
- 2004年 強盗致傷1件、窃盗21件（犯人に教員、自衛官、公務員など）
- 2005年 窃盗39件（犯人に教員、市職員、新聞記者など）
- 2006年 窃盗35件（犯人に公務員、消防職員、自衛官など）
- 2007年 窃盗88件（犯人に医師、自衛官、公務員など）
- 2008年 窃盗45件（犯人に公務員、教員、警察官、自衛官など）
- 2009年 窃盗55件（犯人に警察官、公務員など）
- 2010年 強盗2件、窃盗88件（犯人に警察官、公務員、自衛官、教員など）
- 2011年 強盗1件、窃盗31件（犯人に自衛官、公務員、警察官、教員など）
- 2012年 窃盗18件（犯人に自衛官、消防士、公務員など）

この種の報道は、犯人の職業によって「報道価値」が決まり、近年では単なる店内窃盗そのものの報道数は少なくなっています。

(6) 痴漢・盗撮

パチンコ店は風紀も悪く、痴漢や盗撮も毎年多数摘発されています。うち2011年～2013年の3年で報じられたのは次のものです。これらは強制ワイセツ、迷惑防止条例違反になります。

- 2011年 痴漢、強制ワイセツ4件（北海道、愛知、佐賀）、盗撮3件（埼玉、神奈川、奈良） 教員、公務員の犯罪含む。
- 2012年 盗撮3件（長崎、千葉、岡山） 教員、公務員

2013年 ワイセツ（埼玉）、盗撮6件（三重、鹿児島、兵庫、千葉、佐賀、山口）

これらは被害者がパチンコ店員であったケースに限られ、また犯人が教員や警察官、自衛官、消防士など公務員であったために特に報じられたものです。したがって、犯罪実数は毎年数十倍はあるでしょう。

3. ギャンブルと重大犯罪（殺人、強盗、放火等）

パチンコ、競馬など「ギャンブル狂い」の上の重大犯罪があります。この場合、まず近親者が被害者となるものが多いのですが、放火のように全く関係のない者も死傷させられ被害者が多数にのぼるケースも見られます。

以下、2006年以降の特徴的なものを紹介します。

2006年1月 仙台市 幼稚園PTA元会長 赤ん坊誘拐「パチンコで借金」

7月 大阪府 留年中の国立大学生 パチンコに狂い、金を無心を断った母親をハンマーで撲殺、金を奪ってパチンコ店へ

〃 北九州市 夫に多額の保険をかけた妻が海に車で突っ込み、夫死亡。
妻、麻雀やパチンコで借金数百万円

〃 山口県 若夫婦、9歳・6歳の子どもと無理心中 ギャンブルで借金まみれの末

2007年11月 鹿児島県 50代夫婦、次男に撲殺される。父も子もパチンコに嵌る。

2008年10月 大阪市 個室ビデオ店での放火殺人事件 犯人、競馬やパチンコ等と飲酒で破綻。16人死亡、4人負傷（死刑判決）

2009年1月 長野県安曇野市 強盗殺人「パチンコで借金」（無期懲役）

〃 埼玉県川口市 焼肉店経営者殺害「パチンコ代欲しさ」（無期懲役）

〃 千葉県習志野市 強盗殺人「パチンコで使い果たす」（無期懲役）

〃 千葉県松戸市 住宅火災で幼児焼死 母23歳はパチンコに入浸り。

〃 北九州市 54歳男、パチンコに狂い、母の香典を使ったことを叱責した姉を絞殺。逮捕時もパチンコ中。

2月 大阪市 元妻殺害放火「パチンコで借金」

4月 静岡県浜松市 電器商強盗殺人「パチンコで借金数百万円」

5月 加西市 交際相手殺人 パチスロ代欲しさ

〃 八戸市 父親をハンマーで撲殺 パチンコ代欲しさ（無期懲役）

6月 土浦市 祖父母を殺害 パチンコ代欲しさ（無期懲役）

〃 鹿児島市 老夫婦 殺人 年金を使い込みパチンコ代に

〃 静岡市 金融店主強殺 パチンコ代借金のため（無期懲役）

7月 吳市 強殺 同僚 「パチンコ代借金」

〃 大阪市 パチンコ店放火殺人 店の常連客「スロット中毒借金 200

万円」

- 9月 名古屋市 老女強殺 犯人元民生委員「パチンコで借金」
〃 和歌山市 強盗殺人 給与も盗んだ金もパチンコ
11月 大阪市 中国留学生 強殺「パチンコと競馬で」(2審死刑)
〃 元厚生次官ら連続殺傷犯人 パチプロ
〃 札幌市 姉妹虐殺死の母親「夫は給与渡さずパチンコ中毒」
12月 高知市 女性殺害「パチスロで借金重ね」(懲役20年)
〃 青森市 強盗殺人した女「パチンコ代欲しさ」
〃 山形県 強殺人犯「パチンコ好き、殺害後もパチンコ」
〃 青森県 母親焼殺犯「殺害後もパチンコに行く」
〃 福岡県 強盗殺人の元タクシー運転手「借金650万円パチンコへ」
2010年1月 札幌市 コンビニ帰り女性強殺「パチンコで金を使い果たし」(無期懲役)
〃 岐阜と大阪の連続強盗殺人「パチスロで借金の上」(死刑確定)
2月 姫路市 母親放置死「パチンコで借金」(懲役4年)
3月 いわき市 2009年強盗殺人「パチンコ中毒」(無期懲役)
4月 三田市 女性殺人 娘が「金を持ち出しパチンコへ」
5月 千葉八街市 放火殺人「パチスロで借金」
6月 杉並区 2007年親子強殺 元日大生「パチンコ代欲しさ」(2審も無期懲役)
〃 名古屋市 2007年強殺事件(無期懲役)
8月 静岡県 妻と交際相手殺害「仕事さぼりパチンコ」
〃 福井大野市 コンビニ店長殺人 逃亡中もパチスロ
〃 松山市 元交際相手とその母親を殺傷男「パチスロで多額借金」
9月 岸和田市 母83歳病院に連れて行かず死亡 息子「母の年金不正受給でパチンコ」
〃 吹田市 強盗殺人男「盗んだ金でパチスロ」
10月 足利市 妻刺殺男「パチンコで多額の借金」(懲役14年)
〃 徳島県 妻殺害男「パチンコ、競艇三昧」
11月 秋田県 弁護士殺人犯「毎日パチンコ店通い」
12月 66歳男、72歳女性をバラバラ殺人「毎日パチンコ 借金1000万円」

以後 2011年 2012年以降も重大犯罪は続くも省略します。ただ、次の事件は有名です。

2013年12月 コンゴ日本大使館放火 職員、カジノで負けて同僚からの借金に加え、2400万円公金横領し証拠隠滅のため。(2014.12 懲役12年)

4. ギャンブルと横領・背任等事件（文書偽造、詐欺、職務懈怠）

ギャンブル資金のため、他人や法人の財産管理をしている者が横領してギャンブルに投じる事件は少なくありません。業務上横領は自己が管理している預金等をギャンブルに投げるもので、会計職員、公務員や法人団体の経理職員がギャンブル依存になれば、公金着服が億単位の被害もあります。（2011年以降の特徴ある大型事件は日時も）

- 2006年 大手銀行行員が競馬などのために13億円を横領
岡山県校長 校長室の電話で競艇情報を入手32回
- 2009年 別府市59歳職員 住民票手数料など横領してパチンコに
大分県信用金庫20歳代男性職員 預り金を横領してパチンコに
農協30歳職員 客の預り金を横領してパチンコに（懲役3年）
- 2011年 11月22日東京地検、大王製紙元会長を特別背任（55億円）で逮捕
シンガポールやゴールドコースト、マカオなどのカジノでの106億8000万円のギャンブル資金の一部。（2013年6月、懲役4年実刑）
- 2013年 福岡県中間市職員 パチンコで借金つくり、生活保護費詐取
10月24日 大阪医療法人職員 1.6億円を着服 競馬に費消
11月6日 財閥娘と騙り11人から1.3億円を詐取し、パチンコ代に使ったと供述
11月8日 会社専務 架空発注で8900万円着服 競艇に費消
11月28日 会社社長 パソコン架空受注で3億円業務上横領 競馬等に費消
- 2014年2月5日 ATM管理社員 データ不正取得2400万円をパチンコ等に費消
3月6日 公益法人事務局長 5300万円着服 競馬等に費消
3月27日 郵便局員 1億円横領 競艇等に費消
5月9日 老人ホーム園長 入居者預金1800万円横領し、パチンコ等に費消
6月4日 ひったくり722件4490万円 パチンコ等に費消
6月7日 国税調査官 便宜を図り賄賂 パチンコ等に費消
6月19日 旅行会社社員 架空受注 2億円詐取 競馬等に
7月8日 地方公務員 生活保護費返還金詐取 ギャンブルの借金に
7月19日 ベネッセ顧客情報漏洩 ギャンブル借金苦のため
8月27日 顧客から420万円騙し取り、パチンコの借金返済に
9月20日 運送会社職員 9650万円着服 競馬に費消
10月6日 財団法人幹部 1億円以上着服 大半を競馬に

ギャンブルは他人の金も自分の金のように使わせる「魔力」がありギャンブルに依存させるのです。

5. 違法賭博

「無認可のスロット」(闇スロット、裏スロット) や「バカラ賭博」は多く、客も「賭博罪」で逮捕立件されます。賭博開帳の組織(ヤクザ、暴力団を含む)があり、客を誘い広めています。

また、インターネットを使ってパソコン(ケイタイ)で行う賭博を「ネット賭博(オンライン賭博)」といいます。仮に国内のパソコンから海外の合法カジノに繋ぐことは国外犯として問題ないと解しても、換金行為に及ぶと違法になると解説されています。したがって、ネットカフェであろうとも勝って換金すれば犯罪が成立します。

2013年1年だけに絞ってみても報道されて知られた事件は次のとおりです。

①闇スロット

- 2013年1月18日 福岡県警 金箔カードのスロット店 常習賭博で検挙
2月19日 大阪府警 中央区の金箔カードのスロット店 常習賭博で検挙
2月21日 兵庫県警 尼崎のスロット店 常習賭博で検挙
2月27日 警視庁 新宿区のパチスロ店 常習賭博で検挙
4月23日 兵庫県警 神戸のスロット店 常習賭博で検挙
6月9日 警視庁 上野のパチスロ店 常習賭博で検挙
8月26日 和歌山県警 和歌山市のスロット店 常習賭博で検挙
9月28日 兵庫県警 尼崎市のスロット店 常習賭博で検挙
10月1日 警視庁 西池袋のパチスロ店 常習賭博で検挙

②バカラ賭博(常習賭博)

- 3月26日 横浜市中区 カジノ摘発 半年で15億円
5月13日 京都市祇園 バカラ賭博 15人逮捕 2008年から
6月10日 横浜市 県内最大カジノ 従業員21人、客36人 2006年から
6月12日 大阪ミナミ バカラ賭博 20人逮捕 1100万円押収

③ネット賭博(常習賭博)

- 5月9日 東京都立川市 ネットカフェ 検挙
5月22日 東京都渋谷区 バカラカジノ店
7月27日 大阪市北区 カジノ店
7月30日 堺市 ネット賭博 暴力団
9月17日 名古屋市 県内60店 暴力団
9月18日 名古屋市 ネットバカラ
10月14日 新宿区 ネットカジノ
10月16日 福井市 ネットカジノ
11月4日 上野 ネットカジノ

もちろん2014年もバカラ賭博の検挙事案は絶えません。犯罪集団は、手入れに備えて店にはカメラその他を設置し、これらの賭博開帳一場で何億何千万もの金を稼いでい

るのです。

違法賭博について日本の取締りはまだ弱く、検挙も少ないのです。

ちなみに韓国では 4800 店のインターネットカフェが摘発され、韓国政府の推計では 7 つの合法賭博の売上は 2012 年 20 兆ウォン（約 1 兆 8600 億円）であるのに対し、違法賭博はその 4 倍の 75 兆ウォン（約 6 兆 9600 億円）といいます。この巨大化の原因は、P C ・ スマホによるオンラインカジノにあります。オンラインカジノへの依存（中毒）性は強く、韓国では賭博中毒者（依存症）は 7.2% と、英國 1.9% 、カナダ 3.3% に比べてはるかに高いのです。

こうした違法賭博は勝っても負けても自己申告しないので、脱税かつマネーローリングとなります。

6. ギャンブルと詐欺犯罪

これはギャンブルがなければ生まれない犯罪です。

①打ち子詐欺

パチンコを打てば金が稼げる等と誘い、欺いて保証金をとるもので、2013 年の報道例は次のとおりです（パチムラより）。

2013 年 2 月 9 日 山口県岩国市、パチンコ打ち子のアルバイトとして誘われた 20 代女性が、サーバーからケイタイに大当たりするメールを送るからと保証金 100 万円を要求され、約 1 ヶ月の間に計 1000 万円を騙し取られる。

5 月 16 日 栃木県さくら市、女子大生が打ち子アルバイトの保証金・研修費用として合計 301 万円を詐取される。

6 月 17 日 65 歳男性の元に、抽選で現金が当たるとのダイレクトメールが 3 月から連続して届き、その上パチンコで稼げると 5 回にわたって合計 405 万円を振り込んで詐取される。

6 月 21 日 栃木県矢板市、20 歳男性がパチスロサイトの登録情報提供とパチンコで稼げるとして 62 万 5000 円詐取される。

6 月 25 日 栃木県塩原市、49 歳男性がパチンコ大当たりの打ち子になるための保証金などとして 15 万円を詐取される。

8 月 22 日 栃木県小山市、53 歳女性がパチンコの出る台のセールスなどとして 143 万 3000 円を詐取される。

②攻略法詐欺

有りもしないパチンコの必勝法、競馬、競輪、ロト、toto の攻略法を教えるからと金を詐取するもの。ギャンブル詐欺の一つで古典的なものですが、インターネット利用などで爆発的に被害が増大しています。これも 2013 年の報道例より。

2 月 14 日 栃木県宇都宮市、パチンコ必勝法を教えるとして、21 歳男性が保証金な

ど 327 万円を詐取される。

6月7日 北海道恵庭市、パチンコ必勝法を教えるとして、27歳女性が 12回にわたり合計 340 万円を詐取される。

7月8日 福岡県、パチンコ必勝法など詐欺が 1~6 月に 96 件、被害額 4 億 7590 万円と公表。

8月1日 長野県駒ヶ根市、40 歳女性がパチンコ攻略法等々に 1 年間で合計 1180 万円を詐取される。

9月10日 長野県上伊那郡、70 歳男性がパチンコ攻略法で 10 回にわたり計 860 万円を詐取される。

以上はパチンコ攻略法詐欺に限ったものですが、競馬、競輪、競艇、オートレースから宝くじのロト、toto など攻略法詐欺は数多くあります。しかし、被害申告は必ずしもなされていません。

7. ギャンブルは犯罪を生み、家庭を崩壊させる

ギャンブルによる破綻の絶えない下、弊害は依存者本人による犯罪や自殺にとどまらず、被害と影響は家族にも及び家庭そのものが崩壊する例も多くあります。前記 3 での重大犯罪は家庭崩壊を生んでいますが、パチムラは 2001~2012 年の事例を多数掲載していました。これを全て紹介すると多すぎるので、2003 年以降 2012 年まで紹介件数を例示します。

2003 年 小児の殺人、保険金殺人、熱湯で虐殺死、パチンコを咎めた母を刺殺、中 3 息子に盗みをさせる親など 8 件

2004 年 母放置しパチンコ 致死、夫が妻を殴り殺す事件、幼児殺人 2 件、父親殺しなど 7 件

2005 年 幼児餓死、窒息死、虐待、母親暴行死、ひったくりを中 1 に命じる親など 6 件

2006 年 子を放置しベガスへ、借金苦で子を殺し心中図る、パチスロ咎めた母撲殺、小 5 虐待など 5 件

2007 年 借金なじられ母殺人、遺体放置パチンコ、祖母に暴力で金をとる、母親中 2 らにひったくり指示、3 歳児使って万引き、両親殺人など 10 件

2008 年 無理心中、義母撲殺、4 歳児放置致死、3 歳に暴力母、中学生に売春強要母など 9 件

2009 年 遺体放置しパチンコ、義理関係の子と妹を殺人未遂、パチンコ借金で娘に売春強要母、父殺人放火、祖母殺人、母殺人遺棄など 18 件

2010 年 母を死体遺棄、老母に食事与えず殺人、両親の骨壺をパチンコ店に、母が子殺人など 14 件

- 2011年 乳児暴行死、4歳児虐待、殺人など 5件
2012年 児童虐待、殺人、死体遺棄など 4件

これ以外にも 2013年の報道例は次のとおりあります。

- 2013年 2月 21日 大阪市住吉区、母親（33歳）が長女（7歳・小1）を浴場で殴るなどして傷害で逮捕。母親はパチンコにのめり込んでいた。
4月 18日 神奈川県小田原市、父を殺害し金を奪ったとして強盗殺人で息子（37歳）を逮捕。金の無心に来てトラブルとなり殺人に及ぶ。パチンコ店から出てきた息子を検挙した。
5月 14日 福岡県北九州市、パチンコ店前で男性死亡、男性の長男 19歳を逮捕

ギャンブルは、家庭の経済だけでなく生活の破壊をもたらしています。これらは虐待、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人、放火、死体遺棄という犯罪です。

8. 外国で報ぜられるギャンブル依存と犯罪

ギャンブル依存と犯罪について、篠木蓬生氏が外国の調査事例 5点を紹介しています。

- ① 米国 病的ギャンブリングの入院治療者の 40% 刑事犯前歴あり
一般受刑者の 25%～30%に病的ギャンブリング
- ② 米国 G A（ギャンブラーーズ・アノニマス）の会員の 21%、退役軍人病院依存症治療者 46%に逮捕歴がある。
- ③ 米国 保険金詐欺 G Aの 241名、虚偽の申告による保険金詐欺 47%
ギャンブル負債のために生命保険金殺人もあった。
米国保険業推計 不正請求年間 40 億ドル その 3 分の 1 ギャンブル依存者
- ④ 英国 不法行為の質を一般人と G A会員で比較すると、G Aは暴力を用いず着服、詐欺、文書偽造が多く、一般是万引き、盗品の横流しが多い傾向。
- ⑤ オーストラリア 治療を求めた 77 名、G Aの 32 人を対象としたところ、半数に不法行為、そのうち 20%逮捕歴あり。（着服と家宅侵入、窃盗）

これらの犯罪統計は、刑事政策や更正対策を検討する上の前提資料ですが日本にはありません。

9. ギャンブルにまつわる犯罪防止と社会弊害回復のための対応

今日の日本には賭博犯罪を防止するための刑事施策が十分ありません。むしろ、人の射幸心を煽る公営賭博を国や地方自治体が運営し、勧奨しているのです。勤労により富を得るという教育理念への背反行為をしているのです。

ギャンブルが犯罪を誘発していること、賭博依存を正しく把握すべきです。その上で①人の賭博の機会を抑制し、限度を設ける、②仮に公認賭博を認めるとても、賭博に伴う犯罪を防止するため、賭金を正しく勤労所得の一定範囲と限定する、③賭博依存発生を予防し、依存者を治療する、④詐欺性・高い収奪性賭博（控除率20%以上）の禁止、⑤賭博の収益は全て病気や社会的損失・弊害の除去に投入する、⑥犯罪を防止するため家庭から学校、社会まで教育することが必要です。

第2. ギャンブルによるマネーローダリング

1. マネーローダリングと犯罪収益移転防止の困難さ

マネーローダリングとは、資金洗浄をいう。犯罪などによって得た不正資金を口座を移動するなどの方法で出所がわからなくなる不法行為である。日本でも2007年によく「犯罪収益移転防止法」が施行された。2011年管理強化されたが国際組織「金融活動業部会（FATF）」は2014年6月、日本の法整備は不十分と名指ししている。

2013年みずほ銀行が、信販会社の提携ローンを通じて反社会的勢力に対し2億円の融資をしていたことが発覚している。実は、マネーミュールという運び屋を介した資金洗浄もある。ビットコインという「仮想通貨」があるが、マネーローダリングにも利用されやすい。

2. ギャンブルにおけるマネーローダリング

まず、ギャンブルがどうマネーローダリングに関わるかを検討する。

(1) ギャンブルに集まる金は、犯罪などで不正に得た資金が多い。そのため、ギャンブルのマネーローダリングをなくすには、①ギャンブル関係者、賭客の身分証明、②賭金の出處の公的証明、③ギャンブルの結果の賭客ごとの收支結果、④換金証明が必要である。

個人が金を使うのは自由だという考え方もあるが、一般的な売買など取引も記録化され、ギャンブルは特に赃物（犯罪によって得られた金）が多いし、家族ら「親族相続」の資金も抑制されるべきである。闇の資金（犯罪による金賄賂、脱税金）はマネーローダリングしやすいギャンブルから完全に排除されねばならない。

- (2) 現実の公営競技の賭金や宝くじ、toto からパチスロまで、現在前記の証明手続きは全くなされていない。(ギャンブル依存症の抑制システムとしての過剰な賭けに対する制限は、上記①～③がなされていなければ実効性はない。)
- (3) ギャンブルにより得られた金は宝くじ、toto のように非課税制度が法定されていないものは一時所得となる。しかし、現実に正しく所得申告する者はいない。競輪、競馬、競艇の公認賭博もパチンコ店も三店方式による換金業者も賭客の所得税申告には全く無関心であり、脱税というマネーローンダリングを支えて（帮助して）いる。
- (4) もしカジノが導入された場合、ジャンケットなど紹介者による資金の立替はマネーローンダリングの隠れ蓑になり、ホテル等のコンプ（サービス）等はマネーローンダリングに代わるものともいえる。

3. 日本のギャンブルによるマネーローンダリングの推計

- (1) 違法賭博の賭金は、胴元が吸收しようと客が賭金を得ようと全て「闇の金」となる。その違法賭博は、①違法スロット、②バカラ賭博、③ネット賭博、④野球・相撲賭博まで様々あり、⑤公営賭博に便乗する「ノミ行為」賭博は日本での推計はないが韓国では合法賭博の4倍といわれる。
後記のとおり、日本のパチンコを含む「合法賭博」を25～30兆円とすると、少なくとも2倍～4倍の50兆～100兆円が闇の金になり、まずそれがマネーローンダリングされていると推計される。
- (2) 「合法賭博」パチスロはかつて売上30兆円といわれたが、今は18～20兆円とされる。
競馬は中央・地方で4.5兆円、競艇は1兆円弱、競輪は6000億円、オートレースは700億円と、かつての10兆円時代から減少している。宝くじは1兆円弱、スポーツ振興くじ（toto）は1080億円である。
宝くじ・totoは、客に約45%が払い戻される。仮に購入金が不正の金とするとその5000億円は「資金洗浄」される。公営競技は売上の投票券購入資金が全て不正な金とすると、6兆円余の25%が払い戻され、1兆5000億円が「資金洗浄」される。
パチンコの客への還元率は約10%といわれ、18兆円のうち1.8兆円が客に戻る。パチンコ店の純収益が売上額の10%として、1.8兆円の収益のうちさらに20%が脱税（租税回避）されたとすれば、3600億円が「資金洗浄」された金になってしまう。
これらの金が政治家や政治団体への献金などに使われようと、資金洗浄されたことに変わりはない。このように合法賭博でも4.1兆円の金がマネーローンダリングされる金になりかねない。
- (3) 以上のとおり日本は、合法賭博でのマネーローンダリングが5000億円と1.5兆円と1.8兆円と3600億円の計4兆円以上も懸念されるが、合法賭博がマネーローンダリングに利用されることについて全く対策がとられていないのである。

第3. ギャンブルと脱税

1. パチスロと脱税

(1) パチスロ店（以下、パチンコ店）は、1980年代バブル期まで歯科医師、産婦人科医と並び「脱税御三家」とも呼ばれた。しかしその後、脱税御三家は一部入れ替わったもののパチンコ店は依然として、2001年所得税の不正発見でワースト1位、2002年から2011年まで9年連続でワースト2位。近年1位の「バー・クラブ」と定位置だった。そして2012年2013年ワースト3位と数の上では「改善」（？）した。しかし、パチンコ店の不正発見割合件数は約50%であった。

2013年度の不正発見のワースト10業種は数の上では、①バー・クラブ47.3%、②自動車修理29.8%、③パチンコ29.0%、④廃棄物処理28.4%、⑤土木工事28.0%、⑥一般土木建築工事27.4%、⑦職別土木建築工事24.7%、⑧貨物自動車運送24.3%、⑨再生資源卸売24.3%、⑩電気・通信工事23.3%と、いずれも2業者に1つないし5業者に1つは不正というところが並ぶ。

しかし、パチンコは大脱税額の常連である。1件あたりの不正脱漏所得（脱税）のワースト10は2013年で、①パチンコ5372万円（万以下切り捨て）、②自動車附属品製造3347万円、③情報サービス興信所2532万円、④電子機器製造2510万円、⑤建壳・土地売買2510万円、⑥電気通信機器卸売1934万円、⑦産業機械製造1838万円、⑧医薬品小売1767万円、⑨一般機器卸売1724万円、⑩鉄鋼卸売1718万円と大手業者が並ぶ。

このようにパチンコ店は金額と不正割合で日本最大級の脱税業種といえる。2014年も不正所得金額のワースト1位は確実である。

(2) パチンコ店は弱肉強食が進み、かつての全国18000店から12000店を切る。そして、2013年度で1位のマルハンが売上2兆1116億円、営業利益579億円、2位のダイナムが売上9221億円、営業利益354億円、3位のガイアが売上4078億円、営業利益139億円、4位のオザムが売上4046億円、経常利益70億円という。（その一方で、2014年は10月までの時点で店のうち25件が倒産し、その負債総額12億2000万円という。）

2013年、パチンコメーカーは新機種200万台を売る。セガサミーはダントツ1位で売上3780億円、営業利益385億円、2~5位は京楽、平和、三共、三洋で各2051~1535億円を売り上げ、各369~280億円の利益をあげる。

近時、パチンコ新機種の一般広告がTVから車内吊りまで盛んである。中小パチンコ店は高い新機種で客を呼ばねば大手に対応できず、ゲーム機能を増した新機種を導入して客をつなぎとめるのに必死である。だからメーカーが大儲けし、大手はメーカーも店もカジノにまで手を伸ばしている。資産1000億円超のセガサミー里見治会長と

安倍総理ら政治家の親密さがよく報道される。金の成る樹に鳥が群がる構図かと思わせる。

大手パチンコ店やパチンコメーカー、その他ギャンブル関係企業は明白な脱税をしなくとも、他業種化して複数の会社化、子会社化するなどして利益を子会社に移転させ、「節税」という「租税回避」をしている。加えてメーカーの海外進出にはタックスヘブン（税天国）への動機もある。

2. 公営賭博と一時所得と脱税

コンピューターによる継続的な馬券購入により競馬であげた収益にかかる所得不申告の刑事事件について、「外れ馬券」が経費かどうかの二審判決が 2014 年 5 月 9 日言い渡された。

一審は 30 億円の無申告 5 億 7000 万円脱税起訴に対し、課税対象は 1 億 4000 万円で脱税額は 5200 万円とし、求刑懲役 1 年に対し、懲役 2 月執行猶予 2 年とした。これに検察側が控訴したが、二審はこれを棄却した。検察側は最高裁に上告し、審理中。（※2015 年 3 月 10 日上告棄却で確定）

これは、馬券購入の払戻金を 1 回ごとの一時所得の対象とする国税局と検察庁に対し、「継続的に大量購入し事業化している」として「全体としつつの資産運用とみる」弁護側の主張がかなり認められたためである。

常識的には予想ソフトでの網羅的馬券購入は先物取引等の合法取引行為と同じ仕組みで雑所得とみることができると思える。

むしろ、当局は所得を確実に申告させて捕捉することが、ギャンブル所得対応では有効と思える。現在の公営競技ではいくら大穴を当てて儲けても、払戻し窓口での源泉徴収もしない。この方こそ問題だ。パチンコではパチプロも含め客の実質所得を捕捉しようとはせず野放しである。

＜税務当局の説明＞

競輪・競馬等で得た金は、所得税法 22 条、34 条で「一時所得」とされる。

（収入金額 - その所得を得るために支出した金額 - 50 万円） × 1/2

「その所得を得るために支出した金額」は原則として当たり券の購入費で、ハズレ券に投じた金額は含まないとされ、他の所得と合算し総合課税として申告する。

第4. ギャンブルと汚職、背徳

1. 公認ギャンブルは賭博行為という社会的犯罪を特別に公認するものであり、その事業の許認可から日常運営まで事業者とそれを監督指導する中央・地方の政治、行政との関係で汚職はつきものである。
2. 公認ギャンブルは、業界レベルでも個々の事業企画レベルでも、開催から運営の隅々まで利権が絡む。パチンコ業界では国会議員アドバイザー（パチンコ議連）が現存し、IRカジノは巨大な利権に絡むが故に、安倍・麻生の総理・副総理までがカジノ議連の最高顧問として君臨した。もちろん競馬の農水省、競輪・オートレースの経産省、ボートレースの国交省、宝くじの総務省、toto の文科省、パチンコの警察庁など監督省庁や所管団体にとって、族議員や行政担当の「天下り」再就職と利権の及ぶ先である。
したがって、歴史的にも利権と汚職と国民に説明しないできない背徳が続いている。
これらのギャンブル界は裏社会と共に表社会の役所や警察まで癒着していることが多い。
3. ギャンブルという利権の多い世界は、闇の世界との関係も常に指摘される。業界周辺の企業で生み出される租税回避される金や闇の金は、様々な形で民主主義社会を蝕む。それが政治献金であっても、その利権を守るという目的に働き、その金が特別の権力、利権関係を維持する方向でのみ使われるのである。
4. ギャンブルは、大臣、上位役人の「天下り」から個々のパチンコ店を取り締まる警察の生活安全課の一職員まで「役得」を生む。
ギャンブルが大衆の金を奪っている事実があるのに、これらの収奪について業者も政治家も役人も正常な倫理観を持たないのは、これらのギャンブル運営に共存する「利権」と「仲間意識」が働くからである。
5. これは政治の汚職と背徳である。ギャンブルで大衆、貧しい人々から特別に収奪しても見て視ない、知らないふりをする。
利益を一方的に得る利益集団を形成し、客をカモとし収奪して恥じない。こんな仕事が公営事業となれば、その政府は良心への背徳でしかない。

＜参考＞

パチンコ議連（P C S A 政治分野アドバイザー）41議員（自民 23、維新 9、民主 8、無 1）
IR（カジノ）議連 224議員（自民 109、維新 22、民主 10・・・）

第5. 公認賭博収益と公共目的使用の背任と「罪」

1. パチスロを除く競馬、競輪、競艇、オートレース、宝くじ、スポーツ振興くじ (toto) は、法律で公認された「賭博開帳」「富くじ発売」だが、その正当性は唯一その収益金を今の社会に必要不可欠な公益・公共事業に使うというものである。

しかし、戦後の財政危機時代の目的は今や建前だけで、「空洞化」して名目ばかりとなっている。これまでこの収益金は詳細に再検討されることはなかった。toto を除いて、戦後間もないころに戦災復興資金や各産業の発展のためとして始まったが、それぞれ法制定時の公益性が担保されておらず、むしろ今や継続は「背任」ですらある。

2. 宝くじについて調査すると、宝くじの収益金は今や時代が変わり、戦災復興とは全く関係のない使われ方をしている。

そして、発売元の都道府県や政令市は、特定された公益事業・公共事業について個別に議会審議を経て必要不可欠なものに使用するというものになっておらず、議会の認め宝くじ発売は、収益事業として包括承認はしても形ばかりで、その収益金は自治体の雑収入とされる。宝くじ収益金は総務省が一応掲げ、国際交流事業までの包括的な 10 項の範囲内で、他の財源と共にに行う事業の一部に使用され、複数の公共事業に概括的に使用したとされ処理されているというだけである。

例えば、まだ詳しい説明をしている方の大都市でいえば、街のイルミネーション事業費の一部にも充当されたことになるというような「概括報告」で処理されているだけである。

3. 現在の公営賭博も、適宜自治体ごとに配分され、その自治体は他の財源と共にその自治体の公共事業に使ったというものでしかないのである。

これでは各法律の定める収益事業や宝くじを発売する個別の公共事業目的への使用という公益性の説明責任は果たされていないといわざるを得ない。現在において競馬、自転車、自動二輪車、モーターボートや船舶事業を、他の産業より特別に優遇し、特にギャンブル事業収益金により維持・拡大する必須性はない。

1998 年にできた toto もスポーツ振興の名目はあるも、収益（売上）の 50% 内は配当、経費は 15% 以内とされ、国と地方自治体とスポーツ団体（体育・学校センター）が 11.7% ずつを分ける。スポーツ団体はサッカーだけでなく実に様々な競技と団体に分け合うものとなっている。

そこには文科省と財務省の利権、地方自治体の利権とそこにつながるスポーツ団体の利権があり、セクハラ事件の結果、柔道のコーチへの金も形ばかりで実体のない使途であったことが明らかとなったように、適正使用が疑われるものが少なくないのである。

これらは現状の公営ギャンブルが当初掲げた公益性・公共性をも正しく担保して説明

されていないことを示している。

4. 公認ギャンブルは省庁利権の場となっている。

競馬は農林水産省、競輪・オートレースは経済産業省、競艇は国交省、宝くじは総務省、スポーツ振興くじは文部科学省、パチンコは警察庁が監督省庁となっており、その官僚利権と「天下り」や再就職の場である。

ギャンブルは政府や地方自治体職員の汚職や公務員の規律違反、職務規律違反の非違行為をも招いている。

5. 公営賭博による収益金はギャンブル依存など社会の弊害の解消には使われない。むしろ、ギャンブル宣伝のために依存症や生活保護費を含む「浪費」を勧奨しても病気をなくしたり、更正させることには使われていない。

第6. ギャンブルによる浪費・多重債務と破綻

1. ギャンブルは消費生活の中でも最大の浪費

賭博は、労なくして大金を得る夢を買わせるという、資金と時間と労力の「浪費」を消費にもたらすものである。

ギャンブルに依存させ、借金をしてでも繰り返させる。ここに消費者問題がある。

その結果、多重債務者・破局者を多数生み、拡大させる。ギャンブル資金のために身内や貸金業者から借錢し、目的のためには手段を選ばない異常心理の下、犯罪や無理心中、さらには自殺までの究極の破局を招く。

2. ギャンブルと破産 ~破綻はその数倍~

ギャンブルは多重債務者を生み、自己破産を生むことは、その事例が少なくないことがわかつっていたが、統計的にも明らかになっている。

2011年、日弁連消費者問題対策委員会は、全国地裁の破産事件から無作為に1234件を抽出し、破産原因（多重債務に陥った理由）を複数回答可として調査している。これによると61件（4.94%）がギャンブルであった。

調査はこれ以前も3年ごとに実施され、2002年1.9%、2005年3.4%、2008年4.34%であったとおり、ギャンブル破産は上昇傾向にあることがわかる。

破産の主因をギャンブルとすると、破産後に債務の取り立てを禁じられる「免責」決定がなされないので、財産のギャンブルへの費消は実際より過少申告される。それでもこの結果である。

一方、破産手続きでなく、債務を大幅に減額し分割弁済する「個人再生手続」では、917件のうち93件10.14%がギャンブルを多重債務の原因とした。生活苦・低所得（35.44%）より低いが、教育資金（9.05%）より多い。個人再生手続では自己破産手続より多重債務の原因としてギャンブルを隠す理由が低くなるが、それでもギャンブルへの費消は手続きのマイナス要因となり、「控え目」に報告される。

結局、多重債務の破綻原因是、10%以上がギャンブルといってよい。もっとも多重債務に陥っても法的手続きをとて整理する者は、広義で更正しようとする意欲の高い者である。

実は、ギャンブルでの破綻者は、逃亡、自殺、犯罪に走り、また家族らの「尻拭い」処理も多いので、実態はギャンブルによる破局、破綻者は表面化している数十倍に達するといえる。

3. 貸金業者の活動とパチンコホールの売上

パチンコホールの売上が 2003 年には 30 兆円、そして 2010 年には 20 兆円を切ったことは、貸金業の消費者貸付残高が 20 兆円から 10 兆円に下っていったことに「比例」している。

過払い金問題と貸付業規制の厳格化で貸金を縮小したことが、パチンコ客の「懷具合」を悪くした。ギャンブル用貸金を厳しくしないと「依存」も減らない。この点で近時のパチンコ店内 ATM などはカードによる消費者ローン営業の拡大活動の結果であるが、アルコール依存で運転している者に酒を売るのと同様のひどい“商売”といえる。

第7. ギャンブルと依存・自殺・破局

1. 自殺と賭博についての先人の考察例

1937（昭和 12）年 12 月、警視中村義正氏は刑事警察の実務経験と研究から「賭博」という 408 頁に及ぶ著作を発表している。その内容は、日本の賭博に詳しく蘊蓄に富むが、賭博が実は詐欺を伴い、また自殺にもはつきりとした視点を持って書かれていることは注目される。

犯罪統計によれば、当時全国 56 万 1587 件のうち賭博は 29 万 960 件あった（うち東京は 3886 件、大阪は 2981 件、北海道 1819 件、福岡 1155 件と続く）。そして東京を例に 1933 年の検挙人員 1 万 6146 人（うち非常習者 1 万 4312 人、常習者 1834 人）とし、年齢別分類で 14～17 歳 73 人に対し、25～29 歳 4086 人、30～34 歳 3845 人、そして 70 歳以上でも 63 人に及ぶとしている。職業は非常習者は土木、人夫が 1 位、常習者は無職が 468 人で 1 位である。ただ、銀行員、教育、宗教職、記者、医務、官公吏までくないものの常習者がいることも指摘されている。教育程度は、尋常小学校卒業者 6260 人が 1 位、同中退者が 3261 人で 2 位、高小卒 2885 人で 3 位、不就学 2342 人で 4 位、高小中退者 621 人で 5 位という。もちろん私立大学卒 42 人や帝国大学卒 6 名まで高学歴もいる。そして、他の犯罪と比べて婦女子が 1429 人と多いこと、賭博は娯楽から発するも繰り返されること、実は賭博に詐欺が多いと指摘している。

この点は現在のパチンコを見ても全く肯けると思う。

さて、自殺であるが、著者は、「余輩をして精密なる統計を得せしめば 輛を賭博の凡百の悪習慣なる事を発見すべし 暴酒家に劣らざる程最も多数を自殺の犠牲に供するものなり」という。

以下要約するところ述べる。世の人は第一に賭博が多数の犠牲者を自殺に供しているか知らない。世に一時のてん狂に結果と説明するだけだが、著者が賭博者の実歴を研究すると 2 つの事実があった。賭博のために人が全所有物を失うことは、酔い倒れた人に不意の出来事が起きた感覚で、ここに目が覚めるも自分のしたこと、義務を怠ったこと、迷惑をかけた親戚を思い、愚かな行為と思う。そして賭博仲間からさえ「貧乏なる痴漢」と呼ぶ声が聞こえ、軽蔑の音響が聞こえ、交友もなくなる。商人が全財産を失えば自尊保有を失う。賭博は人の判断、良心、愛情を抑え、一時の感情（烈しい麻酔）で最後の一厘まで失い、借金をして地獄に陥っている。そしてこの「貧乏人」は最後の冒險、すなわち未知の未来に向かって生命を賭する悲劇がある。」と。

結局、第一回の賭博から自殺をもって終わる「てん狂」は起こる当然の結果であるという。（同著 P32～36）

この著者の説は自殺をめぐる今日の医学的説明レベルには及んでいないが、当時の心理学者の意見も聞いたものという。

次に、2012 年発行の『やめられない心』依存症の正体 クレイグ・ナッケン（玉置悟訳 講談社）は、アディクション専門セラピストの経験をもとに書かれている。これによると、アディクションは人生が崩壊を始める第 3 段階に進むとし、自殺に進む場合もあるとする。その理由はアディクションによる内面の苦しみがあまりに大きく、その苦しみを終わらせたいと願うようになる、やめられない自己嫌悪が大きくなり、内面の「アディクション人格」を殺そうと考えるに至る。すなわち、本人ほど内面のアディクション人格を恨んでいる人はいないという。

「やめられない心」アディクションは、薬物、酒から近時のスマホ依存までそ野を広げているが、ギャンブル依存は犯罪者集団（暴力団、ヤクザ）の違法賭博と共に公共団体の公営賭博や警察公認のパチンコ・スロットによって生み出されている。

かつての取締りと抑制に努力した警察司法担当らが知れば、現在のパチスロギャンブルは驚天動地の天災どころでない。後世の警察官 O B と現職らの編み出した賭博であることに唖然とし、やがて怒るだろう。

2. ギャンブルと依存症・自殺

ギャンブルが個人自殺に至るには、「軽い遊び」がギャンブル依存の病になり、多重債務を負い、債権者に追われ、返済に苦しみ、家族生活や周辺社会にも迷惑をかけるなどし、社会経済的にも追い込まれ、精神的にも不安定でうつ状況になっていることがある。そこでは健全な心身の保持に役立つスポーツ、レジャーはない。

本来、競技として馬術レース、自転車競争、その他スポーツは金を賭けなければ成立しないのではなく、スポーツゲームとして成立する。そこに金を賭ける特權貴族の「遊び」が始まり（ex. 競馬）、“大衆化”する下で大衆の自殺や犯罪を招くものになってしまった。

ギャンブルの大衆化は、ギャンブルで庶民・大衆の富を収奪する博徒（ヤクザ）組織を生んだ。その博徒の賭博開帳行為を抑えるという詭弁までがパチンコの導入に言われた。

公認賭博は、かつての富くじのように国会の軍国主義資金の捻出のための宝くじ、軍馬の育成のための競馬というように軍国主義政策の一手段だった。その存立目的を敗戦後の経済混乱期の地方財政等への収益金という目的に変えて継続し、拡大された（競輪、競艇など）。1998年にできたスポーツ振興という名目の *toto*くじも、その収益金の 3 分の 2 は国と地方自治体に入る。サッカーくじといわれるが、サッカー試合の結果がギャンブル化するのに適しているから（試合結果が予想しにくいスポーツゲーム）であり、サッカーに特別多くの収益が優先配布される訳でもない。スポーツ関係の使途は文部科学省のスポーツ関係団体の“勢力”で配分される。

加えて、風俗営業というパチンコは「三店方式」による換金という賭博化が、業界を取り締まる側の警察当局の「了解」により成立し、日本唯一かつ世界最大の大衆ギャンブルとなっている。

これが売上 20~30兆円という“産業”になり、その一方で世界最大級のギャンブル被害と、その一つとして自殺者を生んでいる理由である。

日本はロシア、韓国に次いで自殺率の高い国である。その自殺原因には、日本社会が生む生活感や人生観、生命観があるといえる。自殺の理由としてギャンブルが統計上示されてよいが、内閣府の「自殺対策白書」にもその視点がないのは誤っている。

3. ギャンブルと自殺についての研究

2012年8月の新たな自殺総合対策大綱で、病的ギャンブルが他の依存症と共に重要対策の対象となり、厚生労働省の委託研究での検討会がなされている。

全国精神保健福祉センター長会副会長の田辺等 Dr が、病的賭博者ら 137 名以上の多数の治療経験をもとに、自殺傾向について健常者との比較検討分析をしている。これによると、自殺念慮経験者は 1 年以内で健常者群 2.7% に対し病的ギャンブリング群は 26.7% であり、大うつ病性エピソード該当者の 19.4% より多いこと、自殺念慮の生涯経験率は健常者群 14.5% に対し病的ギャンブリング群は 62.1% と高く、自殺念慮だけでなく自殺企図した者は 1 年以内経験では健常者 0% に対し病的ギャンブリング群は 12.1% で、生涯経験では健常者群 1.8% に対し病的ギャンブリング群は 40.5% であったとする。病的ギャンブリング群は自殺を考えるだけでも 4~5 倍、自殺を企図したものは 40 倍も多く、よく言われるうつによる自殺のレベルよりも高いことがわかる。

これらは田辺 Dr らの長年の取組みの「成果」である。

もとよりギャンブル依存者は、他の精神的な病気・障害も併存したり、薬物依存、アルコール依存もかかわっている。病的ギャンブリングと他の精神障害では、うつ病が特に多いと指摘されている。田辺 Dr らは、日本で病的賭博（ギャンブル依存症）の有症率

が高いのは、海外では 1 段階：娯楽ギャンブル、2 段階：問題ギャンブル、3 段階：病的ギャンブルが三角状のピラミッド形であるのに対し、日本では、2 段階以上の問題ギャンブル、病的ギャンブルがドーム形に多いとされる。この原因是、日本は①ギャンブル体験が日常化、②資金の入手利便性、③女性への普及を指摘されている。日本ではパチンコ店へのアクセスしやすさとその貸金業者による資金提供、女性参加はよく知られるところである。現在、日本のギャンブルは、宝くじ経験者 2000 万人以上、パチンコ利用者 1000 万人といった日常化が行われており、射幸熱を高めてゲーム感覚から病的賭博まで昇りつめる人が多い。このような人々は薬物、アルコール依存と共に多くのうつ等精神疾患を増大させてもいる。しかるに国、地方自治体が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健法）2 条に反して、むしろ依存症を増やしていることは重大な義務違反であり、国家賠償責任さえあるといえる。

4. ギャンブルによる人の生活・人間関係の社会の破局現象

ギャンブル依存（Gambling Dependent）は、嗜癖（Addiction）障害（Disorder）ともいわれるが、個人と家族や社会の人間関係、ひいては社会を破局させる。個人が破局し、その対象が内面や個人に集中すれば自殺自死を生む。

日本ではパチンコ、スロットというギャンブルが、1000 万人以上を引き込む。大型化、大店舗化している今でも全国 1 万 2000 店に及ぶギャンブル場がどの町にもある。これは警察庁が「公認」し「保護」し「拡大」させたからである。

また、競馬、競輪、競艇、オートレース場が全国に 100 ヶ所以上も公設されている。そしてウインズ、サテライト、ボートピアなど場外券売り場がまた 100 ヶ所以上大都市や地方に設置され、また電話やインターネットでも馬券、車券、舟券が売られてギャンブルが行われている。

加えて、宝くじやスポーツ振興くじなどの富くじというギャンブルが、全国の 1 万店近い店（銀行、郵便局、コンビニ、駅売店など）で売られ、インターネット販売もある。

これらのギャンブルの売上は、一時 30 兆円に及んだ。今はパチンコ・スロット 18 兆円、競馬 4~5 兆円、競艇 1 兆円、競輪・オートレース 1 兆円、宝くじ・スポーツ振興くじ 1 兆円という規模である。それでも 25 兆円近い公認ギャンブルが行われている。

この「公認」ギャンブルの一方で、「ノミ行為」「野球賭博」「相撲賭博」「賭け麻雀」から「闇バカラ」「闇スロット」など違法賭博が少なくとも数十兆円規模で存在する。

これらギャンブルの客は圧倒的に低所得層の大衆であり、余欲のある遊び金のみをギャンブルに投じるのではなく、むしろ本来の生活資金を削り、家族親族の金を奪い、さらには犯罪により得た金を投じさえする。そのため賭博客は、生活資金を失い生活苦、家族や社会から非難を受け、さらには個人の生活破局を招く。自責の念やジレンマから精神と行動の異常障害、自殺自死、そして犯罪も生む。

これはギャンブルによる社会の破局（自殺）現象といえる。

第8. ギャンブルの収益金は社会的費用解消に使うべき — 公共事業よりも被害回復へ —

1. はじめに

日本ではギャンブルによる弊害について、まず全て自己責任として非難こそすれ、政府は救済活動をしていない。

賭博への賭金は、それが家族の金であれ、社会から奪われた金であれ、それを「被害者」に戻すということは全くない。

賭博のために犯した殺人、放火、強盗、窃盗、横領による金であることが事後判っても、利益を得た賭博の開帳者（公営競技開催者）や富くじ発売元（地方自治体）は何の償いもしない。このような不正義が許されてよいであろうか。

ギャンブル収益金など本来得るべきではないが、現行法上得られている収益金について、より正しい使い方を提言する。

2. ギャンブルについての医療厚生費用

行政自治体としては、賭客が精神科の診療を受けた場合、その保険診療費の一定分（生活保護者は全額）を負担することになる。その社会全体の負担コストについて行政は検討していない。536万人と推計される依存症の疑いのある人のうち、客観的には精神科に通院したほんの少しの保険診療費負担をしている程度である。（それも賭博による費用という認識を欠いたまま。）

症状の程度は異なるも、ギャンブル依存症の疑いのあるものが、その依存から脱出するためカウンセリングや診療を受け、一人平均年1万円とすれば、年間536億円の医療費負担が生じる。そして、病人の200万人が年10万円の費用を要すると、2000億円以上の医療費となる。この点、地方公共団体は「精神保健法」2条の義務に違反している。

現在は、厚生労働省と医師界の精神・診療系取組みへの弱さもあって、ギャンブル依存症としての医療費は表面化していない。しかし、うつ病その他の精神疾患、健康生活を欠いて内科的治療を受けている市民のコストは小さくないといえる。しかもGAなど自主回復へのコストは全く計算していない。

ギャンブルをし、社会に弊害をもたらしているなら、そのために医療行政上の対策が必要となる。医療的回復のための施策やシステムは、医師だけでなくカウンセラーや本人と家族らの自力回復施設を必要とする。もちろん、自殺防止のケアシステムも必要となる。年間25~30兆円を売り上げる公営ギャンブルに対し、1%でも予防と医療回復に使うとすれば2500億円となる。

3. 司法上のコスト・社会正義実現コスト

ギャンブルによるトラブルや破綻に対して、民事上解決のための司法コストがいる。また、破綻者の犯罪予防、再犯防止までの犯罪者への刑事政策の社会的費用も要する。

例えば、ギャンブル資金入手のための盗犯の防止にしても、マネーローンダリング、脱税防止にしても、警察、検察、裁判所、財務、税務当局、司法救済から刑事政策までのコストを社会的費用というなら、せめて公認ギャンブルの収益から医療コストと共に司法修復コスト、社会復帰、自立・社会参加コストを償うべきである。そのコストは予防も含め、売上金の10%、2.5兆円としても大きすぎることはない。

4. 地域社会、教育への弊害と費用

ギャンブルに伴う治安と環境の悪化、教育環境などの不安までを解消し、精神衛生の保持を含む各種教育へのコストを償うとすればそれも莫大なものになる。現在の市民や周辺住民の利益だけでなく、将来の世代への健全な環境や全世代への社会教育への費用が必要となる。環境問題もギャンブル場等の周辺に同意を取り付けるための協力金コストでは済まない。これらにも売上の10%以上のコストがいるとすると2.5兆円という金額になる。

5. ギャンブルの社会的費用は経済利益を上回る

もし、ギャンブルの収益が不法に被害者から奪われたものまでの弁償に使われるべきとすれば、まず収益金では全く不足しよう。そこまでいわずとも、厚生費、医療費、社会の行政司法コストを考えると、よく言われるギャンブル産業の経済の効果などより大きい外部不経済をもたらすといえる。

25兆円のギャンブルの売上から得られる経営収益は仮に年5兆円あっても、その不利のコスト5.5兆円以上を支弁しなければならぬとすれば成り立たない。

ギャンブルを導入するためにいわれる経済効果は、客の金を事業主体がいかに取得するか、その賭博収入、その施設建設、従事者の雇用などのプラス面のみを都合よく積み上げたものに過ぎない。そして負の経済効果、社会費用は全て無視する。

経済効果評価とは本来、プラスの効果だけでなくマイナスの効果も計上すべきである。

6. 効果の不平等と不公正

ギャンブルは富の生産産業と異なり、他人のポケットの金を取り合いし、それを手助けするものに過ぎず、全体として富を増やすものではない。

ギャンブルの最大の欠点は、人の立場によって決定的不公正を拡大するということである。一方で、必ず利益をあげる賭博開帳者と、全体としては必ず損を受ける客の関係に象徴されるように、互換性は全くない。

しかるにギャンブルが一見選択の自由であるように装い事業することは、それが形の上で現行法上許されていようと人の道に反するといわねばならない。

第9. 「自殺予防のための手引」とメディアへの手引き

WHOの自殺予防の手引、メディア関係者のための手引（クイックリファレンス）をギャンブル依存防止問題に適用すると次のとおりとなる。

1. 努めて社会に向けてギャンブルに対する正しい啓発・教育を行う。
2. ギャンブルを正当化して当然のように扱わない。良きレジャー、レクリエーションの方法として扱わない。
3. ギャンブルを宣伝したり勧奨しない。ギャンブルに伴う弊害は正しく報道する。
4. ギャンブルの射幸性を刺激したり正当化しない。
5. ギャンブルがよき生活者としての暮らしを害する可能性についての正しい消費者教育に協力する。
6. ギャンブルによる被害や生活困難について支援を求められることについての情報を提供する。

第10. 商業メディアへの要望

1. ギャンブルの人権侵害、不正義と庶民の収奪性について知るべきである。
2. 商業メディアの一部は現在、ギャンブル産業の一部門となっているが止めるべきである。スポーツ紙・誌は純粋なスポーツ、ギャンブルに絡めないものを紹介し報道すべきである。これは新聞、テレビ、ラジオなどのメディアについてもいえる。
3. 公認ギャンブルの存在からその案内の掲載を認められるとしても、必要最小限の「報道」「案内」に限るべきである。未成年者やギャンブル依存（継続）者を勧誘する宣伝・広告は抑制すべきである。
4. ギャンブルへの不実・誤認を招いたり射幸心を刺激する広告や、無差別な公共空間・公共時間を利用した広告に協力すべきでない。（公共鉄道車など囚われの客への広告制限）
5. メディアは善良な社会の公的手段、報道手段であるが故に、報道の自由への最大限の尊重が認められており、ギャンブルの弊害についても後世に恥じない報道すべきである。

資料2－3

(資料2) ギャンブルと犯罪 —その後—

1. はじめに

2015年1月30日、私は札幌市で開かれた講演「日本のギャンブル問題と今後」で31頁に及ぶレジュメ資料を配付しました。そのうち20頁がギャンブルと犯罪に関するものでした（資料1 レジュメ p3～23。 同文はギャンブルオンブズマン会報32号にも掲載、会ブログから閲覧可 <http://gamb1.seesaa.net/>）。

この報告は、法務省や警察当局が賭博・ギャンブルの「犯罪白書」といえるものを公に作成していないことから、2000年以降2014年10月まで報道された犯罪事案の中からギャンブルに関係の深いものだけを整理したものです。

これらをみれば、日本ではパチンコ絡みの犯罪が非常に多いことが判ります。それは、風営事業のパチンコ・スロットという「遊技」というも「三店方式」で換金できる脱法ギャンブルが日本全国に12000～18000店も展開され、売上げ（貸玉）は一時の30兆円から20兆円を切るレベルになったとはいえ、日本ではダントツのギャンブルであるからです。すなわち、パチスロはいつでも何処でもでき、国民の1000～2000万人が行う身近な「ミニカジノ」となっているのです。

2. 以下、2014年10月以降に知ったギャンブルと犯罪について追加報告します。但し、これらはメディアにニュースとし報じる価値あるものとして認識され、しかも筆者が偶然知り得たものしかありません。従って、その犯罪実態はこの数百数千倍はあると言ってよいでしょう。例えば、パチンコやカジノ等賭場での貸玉やメダルの窃盗や不正行為、少額被害事件は「説諭」か「警告」「追放」で終わり、検挙されても起訴されえないものが多いからです。なお、今回は既存の海外カジノでの犯罪報道にも注目しました。

（以下、報道記事から。（ ）内はメディア）

- 2014年12月4日 済州島カジノ、中国人の賭博天国（朝鮮日報）
中国法は本来海外賭博も違法だが、中国人の賭博額740億ドル（8兆8700億円）。済州島では「性サービス」も提供。
- 12月7日 マカオ カジノで客がスロットで勝てるよう調整し、2001年3月から計40万香港ドル（630万円）詐取。マカオではチップや現金の横領事件も絶えない。（マカオ新聞）
- 12月24日 マカオ マネロン中国共産党幹部（周永康事件）（産経）
- 12月27日 オンラインカジノ 違法賭博と詐欺（毎日）
- 2015年1月17日 マカオ最大の売春組織捜査で財界人逮捕（ブルームバーグ）
- 1月21日 米シーザーズ資産移転 連邦法違反（ウォールストリート）
カジノ勧誘で金密輸（東スポ）
- 1月23日 ネットカジノ店 客にバカラ賭博（神戸）
- 1月26日 マカオ カジノ王（スタンリー・ホー）の甥ら、ホテルリスボアで5人

- 管理売春で逮捕 売春婦 2400 人から 59 億 2400 万円の不正収入
2013 年性人身売買 34 件 (sankeiBiz)
- 1月 28 日 東京 携帯電話カジノ常習賭博で出版界の御曹司逮捕 (ナイワン)
カジパラ 賭博収益 3 年で 1000 万円、広告料 3 億円以上
- 1月 30 日 大阪府警 インターネット賭博経営者ら逮捕 2012 年 2 月～2014 年
12 月までに 2 億円、1 ヶ月平均 500 人の客 (毎日)
- 2月 4 日 チェンマイ 違法ネットカジノ運営で韓国人 13 人逮捕 (グローバルニュース)
マカオ カジノ内犯罪 16% 増 3 千件超 (マカオ新聞)
- 2月 9 日 福岡市 バカラ賭博 16 人を賭博開帳、客 3 人を賭博で逮捕 (読売)
暴力団の可能性
〃 開カジノディーラー 2～5 億円から 2000～5000 万円に売上減 (日刊ゲンダイ)
- 2月 10 日 岐阜市 市教委課長親睦会費 350 万円、主查 27 万円を着服しギャンブルに (産経)
- 2月 15 日 甲州市職員 パチンコ店の落とし物財布の着服 (山梨放送)
- 2月 16 日 マカオ 上海の役人 カジノの借金 190 億円支払わず、債権者を犯罪者に (マカオ新聞)
- 2月 19 日 名古屋 違法カジノ賭博開帳で 9 人、賭博で客 6 人逮捕
半月で 7000 万円売上 (中日)
- 2月 26 日 韓国カジノ増設大逆風 犯罪、自殺イメージ (産経)
- 2月 27 日 新潟県 パチンコで負けた警察官が捜査費を盗んで費消 (読売)
- 2月 28 日 マカオ 腐敗撲滅で売上半減 (PiDEA)
- 3月 3 日 マカオ カジノで 4800 万円分チップ盗み逃亡 (マカオ)
- 3月 11 日 競馬法違反 (外れ馬券事件) 最高裁第 3 小法廷 檢察上告棄却 (3/10)
予想ソフトによるインターネット馬券大量自動購入は「営利目的の継続で外れ馬券も経費」との 1, 2 審を支持 (日経)
- 3月 15 日 パチンコ関係詐欺犯罪多発 (北日本)
- 3月 16 日 横浜カジノ バカラ賭博で店側 4 人逮捕 (TBS)
- 3月 18 日 カジノ勧誘 (ジャンケット) 違法スレスレ (sankeiBiz)
- 3月 20 日 ブラジル 違法カジノ、客を含め 100 人逮捕 (ブラジル・ツイッケイ)
- 3月 23 日 マカオ マネロン容疑で 6 人逮捕 他人のキャッシュカード (2ch カジノ)
- 3月 24 日 マカオ 汚職取締りでカジノ減収 (NHK)
〃 韓国 カジノホームレス急増 (B.J.)
- 3月 25 日 韓国 カジノで大負け日本人自殺 (仁川聯合)
- 3月 28 日 中古パチンコ販売会社社員、1 億円横領し FX (外為) 取引に。その会社はパチンコ台取引の慣行利用し 120 億円詐欺 (産経)
- 4月 2 日 アルゼンチン大統領 カジノ王息子に不動産貸借 30 万ドル賄賂か、マネロンか (lanacion)

- II 広東省 オンライン賭博犯摘発 1071人逮捕 3億3000万元
 タイのサーバー技術者7人拘束 (C R L)
- 4月5日 ニューヨーク カジノで400人以上乱闘 逮捕者3人 (CNN)
- 4月6日 ミナミネットカジノ店摘発 (常習賭博) (NEWS 24)
- 4月16日 東京都教員 パチンコで借金 無断欠勤4日 減給処分 (朝日)
- 4月17日 2014.6 乳児パチンコ駐車場放置死事件で依存調査 (琉球)
- 4月21日 マカオカジノ街 売春グループ中国人18人逮捕、韓国人21人拘束、売上約4500万円 (マカオ)
- 5月13日 横浜市 カジノ賭博5人を賭博開帳で逮捕、1日300万円 (日テレ)
- 5月21日 渋谷でインターネットバカラ3人逮捕、2億円売上 (テレ朝)
- 5月26日 警視庁、違法カジノ組幹部ら6人逮捕、1億円以上売上 (産経)
- 5月28日 インターネットカジノ店で収入2700万円を得ながら、生活保護費310万円を不正受給詐欺、経営主も逮捕 (神戸)
- 5月30日 北越紀州製紙子会社北越トレイディング総務部長 約24億円着服 刑事告発へ ギャンブル等使用 (毎日)
- 6月3日 ソウル カジノで900万円借金の中国人Aら、ホテル客Bらを強盗致傷。Bらは実は詐欺犯で、結局Aら6人、Bら3人を逮捕。(朝鮮日報)
- 6月4日 北九州市 ギャンブル依存の長男(35歳)の無心で母は「うつ病」。2014年10月父が長男を絞殺後自殺未遂。小倉支部は同情すべきと懲役3年執行猶予5年。長男の依存症を行政方に相談していたが有効策を見出せなかつた。(読売)
- 6月5日 2010年野球賭博で引退の貴闘力によるギャンブル依存告白。競馬から始まり借金5億円にも。(TBS)

3. 以上のとおり、約半年の報道ニュースを見るだけでもギャンブルをめぐる犯罪とその報道は、日本では闇賭博と公務員などの汚職・スキャンダル事件を中心としており、一般的なギャンブルを伴う犯罪は大きな悲劇と「ニュース価値」から一部しか報じられていません。海外のカジノをめぐるニュースは、ネットで拾ってみるとマカオ等のカジノでは犯罪が恒常化していることが伺えます。

なお、カジノ等での所得税等の脱税犯罪は普遍的です。現行日本でも公営ギャンブルの脱税は公知ですし、海外のその国では非課税とされている場合でも出入金のチェックが十分にできず、課税所得の実質脱税や経済犯を捕捉できていません。

カジノ解禁、反対62%－時事世論調査

時事通信の4月の世論調査で、カジノ解禁に向けた議員立法「特定複合観光施設区域整備推進法案」への賛否を尋ねたところ、反対が62.4%を占め、賛成27.9%を大きく上回った。安倍政権は、カジノ解禁を成長戦略の一つと位置付けて実現を期待しているが、治安悪化やギャンブル依存症増加を懸念する声があり、慎重意見が強いことが分かった。

「政治とカネ」の問題で、企業・団体献金を全面禁止することについては、賛成48.3%、反対36.2%だった。維新、共産両党が全面禁止法案をそれぞれ国会に提出しているが、自民党は全面禁止に反対の立場だ。

調査は10～13日、全国の成人男女2000人を対象に個別面接方式で実施。有効回収率は64.4%。（2015/04/17-15:07）

西氏は
い選舉
て支援

小樽市長新人・森井氏

函館は工藤氏再選

第18回統一地方選の後半戦は26日、道内で5市長、18町長、21市議、68町議の投票が行われた。市長選は、三つどもえの争いとなつた小樽市で元市議の新人森井秀明氏(42)が、再選を目指した現職中松義治氏(68)を破り初当選した。電源開発大間原発(青森県大間町)の建設差し止め訴訟の是非が争点となつた函館市は、現職工藤義樹氏(63)が新人を大差で退けて再選を決めた。江別市は現職三好昇氏(66)が3選、室蘭市は現職青山剛氏(57)が再選をそれぞれ果たした。芦別市は元市議の新人今野宏氏(67)が現職清沢茂宏氏(52)を下して初当選した。町村長選では、4年ぶりの選挙戦となつたオホーツク管内選区で現職が競り勝つた。



小樽市長選で初当選を決め、大勢の支持者から祝賀を受ける森井秀明氏。26日午後10時10分、小樽市花園4の選舉事務所

小樽市長選は、3度目の挑戦となつた森井氏が中松氏との事実上の一騎打ちで約1万5千票差をつけた。前回市長選での中松氏の後援会をめぐる政治資金規正法違反事件の癪地となつた相乗り体制を批判。市民の関心が高いカシノを含む続々開催リゾート施設(1B)誘致について反対を明言し、若きを前面に打ち出し、幅広い支持を集めめた。

中松氏は自民、民主、公明の各党、経済界などに推されたが、組織面で有利な立場を生かせなかつた。函館市長選は、工藤氏が幅広い支持基盤を背景に元衆院議員秘書の新人広田知朝氏(44)に約6万9千票差をつけた。大間原発訴訟については「建設差結を何回も国に要請したが無視された。訴訟しかなかつた」

として訴訟の正当性を強調。市の財政重建などの実績も評価された。

広田氏は大間訴訟を取り下げ、訴訟によるない解決を図るべきだと主張し、現職判決の取り込みを狙つた。

江別市長選は、三好氏が12年ぶりの選挙戦となつた。

元企画政策部長の新人鈴木謙氏(61)と元市議の新人鈴木英彦氏(42)を避けた。市

立候補の立て直しなど2期歴8年の実績を前面に掲げて

支持を拡大。鈴木氏は35年の行政経験を、岡氏は世代交代の必要を訴えたが、浸透し切れなかつた。

室蘭市長選は、青山氏がスバル元店長の新人太田武俊氏(46)との一騎打ちを制した。室蘭商工会議所の政治団体や連合室蘭の推薦を受け、支持を拡大。子育

朝日新聞社説
(2015年5月8日付け)

2015.5.8

カジノ法案

根本的に見直せ

統合型リゾート（工事）でカジノを解禁する法案を先月末、自民、維新、次世代の3党が国会に再提出した。

昨年の衆院解散でいつたん廃案になつたものだ。法案をつくった超党派議連は「20年東京五輪までに実現を」という。ギャンブルは、犯罪を誘発したり、暴力団など反社会的勢力の資金源となつたりする恐れがある。遊びとはいえ、金をかけて射幸心をあおるカジノの設置は、ギャンブル依存症や多重債務者を生む恐れもある。

提案した党の中にも慎重派が多い。推進派議員は何度も法案を出す前に、なぜ国民の間に反対論が根強いのか、根本的に考え方すべきだ。

再提出した法案には、依存症への懸念に配慮し、日本人の入場に何らかの制限を課すより、

制度設計を担う政府に求める条

文を加えた。だが、これだけで不安はぬぐえるだろか。

すでに日本にはパンコのほか、競輪、競馬などの公営競技で、ギャンブル依存症の患者は相当数いる。昨年、「依存症が疑われる成人は536万人いる」とする厚生労働省研究班の推計が注目を浴びた。

カジノの収益の一部を依存症対策にあてればいい。超党派議連はそんな考えも打ち出す。

だが、依存症の人たちへの対策は今すぐにでも国の責任でやるべき課題だ。カジノ解禁セミナーに対する発想は、本末転倒と言わざるを得ない。

推進派が強調する経済効果にも疑問が消えない。米第3のカジノが、日本の魅力だけ。しかし海外の観光客にとって日本の最大の魅力は、各地で日本に呼び込もうといふ方針と矛盾してこよう。

カジノ熱をあおるのは政財界だ。中国や東南アジアで富裕層が増え、観光ブームが続く。王Rで日本に呼び込もうといふわけだ。しかし海外の観光客にとって日本に呼び込もうといふわけだ。しかし海外の観光客にとって日本に呼び込もうといふわけだ。

韓国、シンガポール、ベトナムなど各国が次々と大型カジノを誘致し、アジアのカジノ市場は競争が激しくなる一方だ。マカオでは昨年、カジノ収入が初

めて減少に転じた。中国政府が反腐敗運動を強化し、「上客」の足が遠のいたといふ。

日本人の需要を引き出せば日本人の需要を引き出せば勝機は十分ある」との見方もあるが、それでは入場制限を設ける方針と矛盾してこよう。

読売新聞社説
(2015年5月11日付け)

3 総合 13版

2015年(平成27年)5月11日(月曜日)

依存症対策も政府に丸投げか

カジノ法案提出

カジノの負の側面を直視し、具体的な対策を示さなければ、とても国民の理解を得られない。自民、維新、次世代の3党が、カジノならぬ型リゾート(IR)の推進法案を衆院に再提出した。法案は、超党派の議員連盟が作成した。刑法の賭博罪に觸れるカジノを解禁したうえ、ホテル、商業施設などと一体化したIR整備を進める内容だ。詳細な制度設計はすべて政府に委ね、1年以内に実施法を制定するという。法案は2013年12月に国会に提出されたが、昨年11月の衆院解散により審査になつた。公明党に加え、自民党の一部もカジノ解禁に慎重論があり、成

立の見通しは立っていない。しかし、議連関係者には、20年後には、東京五輪までにカジノを建設するため、とにかく今国会中に法案を成立させたいという、安易で前立の姿勢が目立つ。

疑問なのは、社会問題になりかねないギャンブル依存症の人の増加について、政府に対策を丸投げしていることである。法案は、カジノ施設への日本人の入場制限について「必要な措置を取る」としているだけだ。

カジノは、競馬、競輪など既存のギャンブルと比べて、賭け金が高額になりがちで、依存症の人があまり増す危険性がある。

シンガポールでは、自国民や永住者から高額な入場料を徴収したうえ、本人や家族の申告で入場を禁止できる制度を導入している。入場禁止者は年々増加しており、20万人を超したという。カジノは、依存症以外にも多くのリスクを抱えている。暴力団などが犯罪組織の介入や、マネー口座の問題を慎重に吟味し、説得力ある対策を講じることなく、法案成立を目指すのは、立法府として無責任ではないか。

ソブル依存症の疑いがある日本人、少年への悪影響などである。議連は、カジノ解禁が外国人観光客の増加や地域活性化に効果がある、と主張している。

ソブル依存症の疑いがある日本人、少年への悪影響などである。議連は、カジノ解禁が外国人観光客の増加や地域活性化に効果がある、と主張している。

カジノ法案再び

「賭博立国」目指す政治危うい

転載禁止により削除

2015/5/12

資料 3-6

【カジノ法案】懸念は解消されていない

2015年05月12日08時03分

日本でのカジノを解禁する統合型リゾート施設(IR)整備推進法案を自民、維新、次世代の3党が国会に再提出した。

昨年の衆院解散で廃案になり、法案をまとめた超党派の議員連盟は今国会での成立を目指している。2020年の東京五輪に合わせ、外国人観光客を増やしたいと考えるからだ。

一方、共同通信社が昨年実施した世論調査では、6割を超える人がカジノの合法化に反対している。多重債務者の増加など負の側面に対する不安が根強いようだ。

経済効果などの利点が強調されるが、マイナス面の議論は十分でない。国会には慎重な審議を求める。

法案は、現在は刑法で禁じられているカジノを合法化し、ホテルや劇場、遊園地などを併設した施設の整備を目指すものだ。

最も懸念されるのはギャンブル依存症の問題だろう。依存症はギャンブルに対する衝動が抑えられず、やめられなくなる病気だ。借金や犯罪、自殺などにつながる恐れもある。

パチンコ店などが身边にあることもあって、日本は他国と比べて依存症の割合が高い。厚生労働省の推計では依存症の疑いがある人が成人の約5%いるとされる。加えて、カジノが解禁されれば一層増える可能性がある。

こうした懸念に対して、再提出した法案には日本人の利用を制限する内容を新たに盛り込んだ。推進派は収益の一部を依存症対策に充てる方針も示している。

だがこれは逆にみると、カジノと依存症の関係を認めたことになりはしないか。依存症を新たに生まないことが何よりも重要だ。

推進派がうたう経済効果についても疑問が拭いきれない。

カジノをつくれば、巨額の売り上げを生むほか、雇用創出などにもつながるといわれる。売り上げの一定額が国と地方に納付されるため、多くの自治体が誘致に意欲的だ。

だが世界を見渡すと近年はアジアを中心に誘致が進み、珍しいものではない。日本は後発国となる。激しい競争が見込まれる中、期待通りに集客できるかは見通せない。

外国人観光客の多くは日本の自然や文化に引かれて訪れている。観光に力を入れるのなら、地域の魅力を高め、旅をしやすい環境を整えたい。

資料 3 - 7

社説

カジノ法案再び 負の影響が大きすぎる

社会に及ぼす負の影響をどこまで考えているのだろうか。

自民党と維新の党、次世代の党が衆院に再提出した、カジノを中心とする統合型リゾート施設(I R)整備推進法案である。

超党派の「国際観光産業振興議員連盟」がまとめ、2013年に自民、日本維新の会(現・維新の党)、生活の党が国会に提出したが、昨年の衆院解散で廃案となっていた。

カジノは刑法が禁じる賭博にあたる。これを合法化し、「観光振興の起爆剤」にする狙いだ。地域を指定し、国の管理下で民間事業者がカジノを核にホテルや劇場、商業施設などを整備、運営。売り上げの一部を国や自治体に納付させる構想を描く。安倍政権の成長戦略の目玉でもあり、議員連盟は20年の東京五輪までに開業させたい意向だ。

だが、カジノ解禁は風紀の乱れや治安の悪化、暴力団の暗躍、資金洗浄など多くの問題をはらむ。とりわけ懸念されるのがギャンブル依存症患者の増加だ。

国内では競馬や競輪、宝くじなどの公営ギャンブルが合法で、法律上は「遊技」とされるパチンコ店も約1万2千ある。国は依存症の疑いのある日本人が530万人以上いると推計しており、カジノ解禁で患者がさらに増える恐れがある。治療が困難だけに、いまは患者を新たに生まない取り組みこそが求められている。

だが、法案は日本人の利用制限について「必要な措置を講ずる」との規定を追加しただけで、具体策は示していない。これでは無責任と言わざるをえない。カジノの収益で依存症対策を推進するというのも、本末転倒だ。

経済効果は1・5兆円とも2兆円とも言われる。だが米国ではカジノ閉鎖が相次ぐなど陰りもみられる。韓国では、自殺や犯罪の抑止対策、労働意欲の低下などによる社会的コストが、ギャンブル産業の売上高を大きく上回るとの試算が出ている。

カジノは掛け金が高額になりがちで、一日に億単位で負けることもある。せっかく沈静化してきた多重債務問題が再燃しかねない。議員連盟は経済的なプラス面を強調するだけではなく、そうしたマイナス面をきちんと検証すべきだ。

いくら観光振興のためでも、違法な賭博に頼るやり方には賛成しかねる。昨年10月の共同通信の世論調査ではカジノ解禁反対が6割を超えた。もっと健全な方向に知恵を絞れということだろう。

[京都新聞 2015年05月16日掲載]

資料4

※ここから逆綴じ

ところが、そもそも、日本に来なくても、もう中国の目と鼻の先にそういう大きな世界一のカジノがあつて、そこでは、いわゆる報道などによると、かなりのマネーロンダリングがされていると、事実上非課税ですからね、マカオの場合には、たしか。ですから、そうなつちやうと、日本に来て、ガラス張りのところで課税をされて帰るということ日本人の入るのを制限するとか、射幸心をあおり過ぎたらいけないということであるんですけれども、そうすると、ほとんど何のためにやつているのか意味がないわけなんですね。だから、これはどうなのかな?ということを思います。

それから、そもそも観光振興、実は、今日も朝から自民党の観光立国調査会がありまして、私もその会長代理なんですけれども、ここでは、有り難いことにどんどん観光客、外国人の観光客、増えてきています。この前まで八百万人ぐらいだったのが一千万、そして一千三百万に去年なり、今年はもとと行く。二〇一〇年までには二千万とかいうのを目指しておられます。実は、もっと行くと思いますよ、それは、「三千万は軽く突破するんぢやないかな」と、それぐらいどんどんどんどん勢いを増して観光客が来られているんですね。そうすると、わざわざ要らないんじやないのと、こういうカジノ自体がですね、と思うんですよ。

そこで、海外の情勢にも詳しい麻生副総理にお聞きしたいんですけども、こういうことを考え

るといふと、かなりのマネーロンダリングがされていて、それが、たしかに、たしかに、日本人の入るのを制限するとか、射幸心をあおり過ぎたらいけないということであるんですけれども、そうすると、ほとんど何のためにやつているのか意味がないわけなんですね。だから、これ

はどうなのかな?ということを思います。

二つ目に、今、このIR、インテグレーテッドリゾート法でしたつけ、IR法と言つては、これは日本再興戦略改訂二〇一四年版において、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえて関係省庁において検討を進めると

います。取り分けは二五%、だからもうけた人は税金を払つてもらいますよといふルールです。しかし、

○しかし、金売上高の五〇%しか配当はしません、五〇%は全部国の取り分ですといふルール

です。だから、ルールが元々全く違う、これをまづ一つ頭に入れておいていただきたいと思つております。

二つ目に、今、このIR、インテグレーテッドリゾート法でしたつけ、IR法と言つては、これは日本再興戦略改訂二〇一四年版において、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえて関係省庁において検討を進めると

は、これは日本再興戦略改訂二〇一四年版において、IR推進法案の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえて関係省庁において検討を進めると

マネロンができるわけです。収賄行為、贈賄行為ができちゃうわけですよ。それを防止しようと思ふと、今おっしゃったように、要するに顧客管理だというふうにおっしゃついていたんすけれども、つまり、Aさんがこれだけ負けています、Bさんがこれだけ勝っていますというような形でお金の出入りが一〇〇%分かると、こういうことなんでしょうか。

○政府参考人(樹下尚君) 先ほど申し上げましたように、犯収法上どのような措置を講ずるかといふことにつきましては今後の御議論を踏まえて検討していくことになりますけれども、先ほど申し上げました取引時確認あるいは取引記録の作成、保存ということが義務付けられるということになれば、一定の金融取引について、取引記録についての作成、保存が義務付けられるということになりますけれども、とにかく警察の立場からすると、こういう要するに明らかにマネロンができる仕組みですから、公然と。それを抑止するためには、そういう名簿をちゃんと、お金の出入りを管理する仕組みがないとそもそも許可できないという立場にあるんじゃないですか、警察の立場からすると。その辺のところをちょっと聞きたいんですよ。

だから、もしこの法律ができるにしましても、もう要するにそういうことができない、犯罪に帮助するようなことにはなりませんという仕組みでないと警察は当然許可できないでしょう。だから、その辺の考え方を伺っているんです。

○政府参考人(樹下尚君) 現在 カジノについて様々な観点から検討がなされている、その様々な観点の中にはマネーロンダリングの防止という点も含まれているというふうに理解をしておりまます。

それから、FATFの勧告では、カジノにつきましては、顧客が一定の金額以上の金融取引をする場合に記録保存義務を課されるべきである、

こうじょうふうな勧告をしているわけでありまして、その金融取引につきましては、カジノのチップの購入や現金化、口座の開設、電信送金及び通貨の両替が挙げられると、このようにされているところでございますので、そういうことも踏まえて御議論がなされるものというふうに考えております。

○西田昌司君 まだまだその法案自体が出ていませんから、成立していませんからこの程度の答えなんでしょうねけれども。

そこで、前提として、そういう顧客管理、入出金の入りが記録されるという措置がされたという前提でお聞きしますけれども、そうすると、これは当然、ギャンブルで勝つたら所得ですよね。

○西田昌司君 要するに、顧客管理が行われれば負けたらその損失は当然引けないんですねけれども、勝つた所得については課税されるという考えも、勝つた所得については課税されるという考えになりますね。これは、恐らくほかのギャンブルと同じですから一時所得のような形になるんですね。

○西田昌司君 けれども、当然、課税局としては、主税局としていた人とか課税した例があるんでしょうか。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げます。

今申し上げましたように、いわゆるギャンブル、公営競技、競馬、競輪等に関する所得でござりますけれども、基本的には、支払調書制度など所得を捕捉する仕組みが必ずしも十分ではございませんので、その捕捉はなかなか容易ではございませんが、ただ、国税当局におきましては、あらゆる機会を通じまして資料情報の収集に努め、必要があれば調査を行つて公平な課税の実現に努めているところでございます。

○西田昌司君 まあそんなものなんですね。だから、ギャンブルは一応課税されるんだけれども、捕獲できないから実上非課税みたいな形になつてしまつているんですね。

○西田昌司君 そうすると、そういうガラス張りのところに誰が行くのかと。というか、これは何のためにやつてあるのかということなんですが、保が難しいかなというふうに思うところでございまます。

○西田昌司君 そうする、そういうガラス張りのところに誰が行くのかと。というか、これは何のためにやつてあるのかと。ということなんですが、元々、このカジノ構造をやつたときに出たきたのは、海外、特に中国を始めアジアの富裕層を呼んで、そこでどんどんお金を使つてもらおう

たないと存じます。

最後に、財務省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入一千七百四十三億円余、支出一千六十七億円余となっております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務等の各業務及び株式会社国際協力銀行の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

なお、時間の関係もございまして、既に配付いたしております印刷物をもちまして詳しい説明に代えさせていただきますので、記録にとどめていただきようよろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、平成二十七年度における内閣府所管金融庁の歳出予算について御説明申し上げます。

金融庁の平成二十七年度における歳出予算額は三百三十五億円余となっております。

このうち主な事項について申し上げますと、金

融庁の一般行政に必要な経費として二百十一億円余、金融市場の整備推進に必要な経費として十一億円余、金融機能の安定確保に必要な経費として四億円余となっております。

以上、内閣府所管金融庁の歳出予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(古川俊治君) 以上で説明の聽取は終りました。

なお、財務省関係の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西田昌司君 自民党的西田でございます。

私は、今日はいわゆるカジノ構想について、ちょっとと疑問点、懸念事項がたくさんありますので、お聞きしたいんです。

これは、自民党の中でも議員立法で一応党内手続きはしているんですが、私は一貫して反対をしてきたんですね。それはなぜかというと、つまり、

一つは射幸心をあおってギャンブル中毒というのもありますけれども、このやり方自体がかなりアラックな部分があるんじゃないかな。もつとはつ

きり言うと、マネーロンダリングとかに使われてしまふんじやないのかという懸念があるわけなん

ですね。そういうところが、やっぱりしつかり疑惑が晴れないといやるべきではないという気持ち

でいるんです。

そこで、まず事務方に聞きますが、元々日本で

は、いわゆるマネーロンダリングに関する金融活

動業部会、FATFと言われていますけれど

も、ここが、日本はマネーロンダリングに関する

法整備が遅れているといふ指摘をされていて、そ

れを受けて昨年新たな法整備を一応しているんで

すけれども、これで十分だと言えるんでしょ

うか。

○政府参考人(浅川雅嗣君) お答え申し上げま

す。

今、西田委員がおっしゃったとおり、昨年六月

にFATFの方から日本に関する声明が出された

わけでございます。それを受けまして、FATF

勧告に基づきますマネロン、テロ資金対策を実施するための法律として三本、去年の秋の臨時国会で成立させていただいたわけでございます。

一本目は、金融機関等による顧客管理の内容を充実させるための犯罪収益移転防止法の改正法、

第二に、国際テロリズム関係者の資産の国内における移動を防止します国際テロリストの財産凍結法、それから最後に、テロ行為に対します資金

的、それから物質的な援助を犯罪化いたしますテロ資金の提供処罰法の改正法の三本でございま

す。

このうち、最後に申し上げましたテロ資金の提供処罰法の改正法については、既に昨年の十二月にこれ施行されてございます。残りの二本、犯罪収益移転防止法の改正法及び国際テロリストの財産凍結法に関しましては、現在、施行に向けて関係省令を鋭意策定しているところでございま

す。

日本は、引き続き国際社会と連携してまいります。そして、国際基準を踏まえたマネロン、テロ資金対策を着実に実施してまいりたいと思っております。

○西田昌司君 一応やり始めてるんですけど

も、まだ途中の中もあるし、特に、四つ指摘されたうち、いわゆる共謀罪に關するものについては日本ではなかなか法整備自体ができるべないといふことなんですね。

そういう中でもしかじが解禁されてくると、実際にマネロンが抑止できるのかということなんですが、今日は警察の方にも来ていただきていて

うですけれども、そもそもカジノ、これがやつているのはマカオとか、それが世界で一番はやつているんですけど、ここで五百円ぐらいお金がどんどん落ちてくると言われているんですよ。

しかし、それは何でかといふと、結局マネーロンダリングのために使われているんじゃないか

と。要するに、お客様が行つて、向こうで例え

ばチップを賭けるんだけれども、賭けなくともそのまま持つて出たら、賭けで勝つたということで

も通つてしましますよね。若しくは、例えば片方

にそこでお金を交換していると。もつと言えば、片方ほどんどんんどん勝ちますと、要するにそこでもうけ出ましたというような形を通じて

接待役がいて、そこでどんどん負ければチップを賭けるんだけれども、賭けなくともそのまま持つて出たら、賭けで勝つたということでもつてしましますよね。

そこでお金を交換していると。もつと言えば、片方ほどんどんんどん勝ちますと、要するにそこでもうけ出ましたといふことになります。

○西田昌司君 専門的にいろいろ言わると全然

分からぬです、意味が。

それで、もうちょっと、私、具体的に言つてい

るんだから具体的に答えてもらいたいんですよ。

今言つたように、例えば勝ち組と負け組がいて、片方ほどんどんんどん一億円負けました、片方

は一億円もうけ出ましたといふことになります。

※ここまで逆綴じ

(第五部)

第一百八十九回

参議院財政金融委員会会議録第七号

平成二十七年四月七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月一日

辞任

大野 泰正君

補欠選任

宮沢 洋一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

古川 俊治君

吉川 俊治君

事務局側
常任委員会専門
員

小野 伸一君

復興副大臣

財務副大臣

經濟産業副大臣

井野 靖久君

山際大志郎君

國務大臣
(内閣府特命大臣)
当大臣(金融)

麻生 太郎君

長島 忠美君

宮下 一郎君

政府参考人
審議官
内閣府大臣官房
金融厅幹務企画
局統括審議官
金融厅検査局長
金融厅監督局長
財務省主税局長
財務省国際局長
国税庁次長
文化庁次長
三井 秀範君
佐藤 尚君
樹下 尚君
井野 靖久君

参考人

伊達 昌宏君
大家 敏志君
西田 長峯
石田 大家
塚田 忠一君
塚田 一郎君
森 まさこ君
山本 一大君
磯崎 哲史君
尾立 耕平君
大塚 直樹君
風間 清成君
前川 竹谷とし子君
大門 実紀史君
中山 恭子君
中西 健治君
平野 達男君

参考人

役員会社代表取締役
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人国際交流基金
理財公庫
長崎県
取締役総裁
代表取締役
株式会社日本政
策金融公庫
独立行政法人国際交流基金
理財公庫
代表取締役
総裁
渡辺 博史君
細川 興一君
安藤 裕康君

○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件

本日の会議に付した案件

○委員長(古川俊治君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。委員会に参考人として内閣府大臣官房審議官井野靖久君外八名の出席を求めるその説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(古川俊治君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。委員会に参考人として内閣府大臣官房審議官井野靖久君外八名の出席を求めるその説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(古川俊治君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。委員会に参考人として内閣府大臣官房審議官井野靖久君外八名の出席を求めるその説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○平成二十七年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二十七年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成二十七年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について
○委員長(古川俊治君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る一日、大野泰正君が委員を辞任され、その補欠として宮沢洋一君が選任されました。

○委員長(古川俊治君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。
この内訳について申し上げますと、租税収入及び印紙収入は五十四兆五千二百五十億円、その他収入は四兆九千五百三十九億円余、公債金は三十六兆八千六百三十億円となっております。
次に、財務省所管一般会計歳出予算額は二十五兆六千五百七十二億円余となっております。
このうち主な事項について申し上げますと、国債費は二十三兆四千五百七億円余、復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入れは五千八百八十二億円余、予備費は三千五百億円となつております。
次に、財務省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。
このほか、地震再保険等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算等を御覧いただき

(104)

資料 5－1

2015/6/22

署名賛同団体名
1 全国消費者団体連絡会
2 主婦連合会
3 公益財団法人 新日本宗教団体連合会
4 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
5 全国労働組合総連合
6 日本高齢・退職者団体連合
7 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会
8 公益社団法人 全国消費生活相談員協会
9 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
10 全国消費者行政ウォッチねっと
11 カジノ誘致反対横浜連絡会
12 秋田なまはげの会
13 東京消費者団体連絡センター
14 クレジット・サラ金被害者 平安の会
15 高松あすなろの会
16 大阪クレジット・サラ金被害者の会(いちょうの会)
17 生存権裁判を支援する全国連絡会
18 全国生活と健康を守る会連合会
19 兵庫県精神障害者連絡会
20 怒っているぞ！障害者切り捨て！全国ネットワーク
21 共生舎
22 きょうされん
23 一輪のバラの会
24 仙台心のケア研究会
25 札幌陽は昇る会
26 消費者行政充実ネットしば
27 仙台市民オンブズマン
28 ゆにおん同愛会
29 仙台投資被害弁護団
30 欠陥住宅東北ネット
31 特定非営利活動法人消費者情報ネット
32 自交総連盈進労働組合
33 全国労災病院労働組委 東京労災病院支部
34 全日本金属情報機器労働組合・神奈川地方支部
35 自交総連荏原交通労働組合久ヶ原支部
36 全日本建設交運一般労働組合東京都本部南部支部大森分会
37 全日本年金者組合大田支部
38 全国福祉保育労働組合東京地方本部なんご支部なかよし保育園分会
39 東京都教職員組合大田支部
40 共同電機労働組合
41 全大阪生活と健康を守る会連合会
42 一般社団法人才シテルヤ
43 こどもの里
44 子ども・教育・くらしを守る 横浜教職員の会
45 市民の市長をつくる会
46 横浜市民団体連絡会
47 横浜労働組合総連合
48 革新懇横浜連絡会
49 平和民主暮らしやすい日本をめざす鶴見区の会
50 横浜南部民主商工会
51 JAL不当解雇撤回裁判客室乗務員原告団
52 JAL不当解雇撤回裁判パイロット原告団
53 革新都政をつくる会
54 社民党大阪市連合
55 日本共産党豊中市議会議員団
56 ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会
57 大田区労働組合総連合
58 全日本金属情報機器労働組合大田地域支部大森精工棟分会
59 平和、民主、革新の日本をめざす戸塚区の会
60 日本中国友好協会墨田支部
61 全国ヤミ金融・悪質金融対策会議

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」) の廃案を求める団体署名のお願い

2014年10月
日本弁護士連合会

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」) は、刑法185条以下で処罰の対象とされている「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じることを、政府に義務付けるものです。通常国会では継続審議とされ、秋の臨時国会で審議がなされる予定です。

我が国で想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となって設置される、いわゆる「IR(統合型リゾート)方式」です。

カジノが設置されることによって経済が活性化されるということが盛んに喧伝されていますが、十分な検証の上に評価されているのか疑問ですし、経済的なマイナス要因の可能性については客観的な検証はほとんどなされていません。また、暴力団等反社会的勢力に対する新たな資金源の提供、マネーロンダリングの舞台の提供、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性、青少年の健全育成への悪影響、民間企業の設置、運営によることの問題等、様々な弊害、問題があります。

同法案は、日本で初めて完全な民間賭博の解禁を推進するのですが、カジノ施設における不正防止や運営に伴う有害な影響の排除の措置等についてなんら具体的な対策を提示しておらず、刑事罰をもって賭博を禁止してきた趣旨が没却されます。

当連合会は2014年5月9日、「『特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案』(いわゆる『カジノの解禁推進法案』)に反対する意見書」を採択しています。また、同年5月15日及び6月11日に2度にわたり院内集会を実施し、同法案の問題点を指摘しているところです。

この度、カジノ解禁に反対する意見を広く結集して、国会や政府に届けるために、本年11月末を目処に団体署名を行うことといたしました。ぜひ、多くの団体の皆様に御協力いただければと存じます。

★ 賛同の承諾方法

添付の要請書に賛同していただける方は、賛同の承諾書に記入の上、郵送またはFAXで送信ください。

★ 送付先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 日本弁護士連合会人権部人権第二課 宛て

TEL: 03-3580-9507

FAX: 03-3580-2896

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(いわゆる「カジノ解禁推進法案」) の廃案を求める要請書

要請の趣旨

カジノ（民間賭博場）の設置を推進する、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の廃案を求めます。

要請の理由

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(以下「カジノ解禁推進法案」といいます。)は、刑法185条以下で処罰の対象とされている「賭博」に該当するカジノについて、一定の条件の下に設置を認めるために必要な措置を講じることを、政府に義務付けるものです。通常国会では継続審議とされ、秋の臨時国会で審議がなされる予定です。

我が国で想定されているカジノは、「会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設」と一体となって設置される、いわゆる「I R (統合型リゾート) 方式」です。

カジノが設置されることによって経済が活性化されるということが盛んに喧伝されていますが、十分な検証の上に評価されているのか疑問ですし、経済的なマイナス要因の可能性については客観的な検証はほとんどなされていません。また、暴力団等反社会的勢力に対する新たな資金源の提供、マネーロンダリングの舞台の提供、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性、青少年の健全育成への悪影響、民間企業の設置、運営によることの問題等、様々な弊害、問題があります。

同法案は、日本で初めて完全な民間賭博を解禁することになりますが、同法案ではカジノ施設における不正防止や運営に伴う有害な影響の排除の措置等はなんら具体的に定められておらず、刑事罰をもって賭博を禁止してきた趣旨が没却されます。

そこで、私たちは、カジノ解禁推進法案の廃案を求めるものです。

賛同の承諾書

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(=カジノ解禁推進法案) の廃案を求める要請書に賛同します。

団体名（正式名称で）_____

住所 〒_____

電話番号 _____ (連絡担当者名、部署等) _____

※個人情報などの活用方法、取り扱いについて

記載いただきました賛同団体名、個人名及び肩書きは、要請書に一覧として連記し要請先に提出するほか、マスコミ、各団体のウェブサイト・機関紙誌などで広く公表します。ただし、連絡先に関する個人情報は、本件に関する連絡業務や、当連合会の集会等の御案内・活動情報の送付・送信に限り利用させていただき、他の目的で使用することはありません。 日本弁護士連合会